

平成 2 9 年 3 月 佐川町議会定例会会議録（第 3 号）

招集年月日 平成 2 9 年 3 月 7 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成 2 9 年 3 月 7 日 午前 9 時宣告（第 5 日）

応 招 議 員	1 番	下川	芳樹	2 番	坂本	玲子	3 番	邑田	昌平
	4 番	森	正彦	5 番	片岡	勝一	6 番	松浦	隆起
	7 番	岡村	統正	8 番	中村	卓司	9 番		
	1 0 番	永田	耕朗	1 1 番	西村	清勇	1 2 番	今橋	寿子
	1 3 番	徳弘	初男	1 4 番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出 席 議 員	1 番	下川	芳樹	2 番	坂本	玲子	3 番	邑田	昌平
	4 番	森	正彦	5 番	片岡	勝一	6 番	松浦	隆起
	7 番	岡村	統正	8 番	中村	卓司	9 番		
	1 0 番	永田	耕朗	1 1 番	西村	清勇	1 2 番	今橋	寿子
	1 3 番	徳弘	初男	1 4 番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副 町 長	村田 豊昭	教 育 次 長	吉野 広昭
教 育 長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	公文 博章
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総 務 課 長	横山 覚	町 民 課 長	麻田 正志
税 務 課 長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	渡辺 公平

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成29年3月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成29年 3月 7日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

8 番、中村卓司君の発言を許します。

8 番（中村卓司君）

8 番議員の中村卓司でございます。おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成 29 年 3 月の議会の質問をさせていただきたいと思いますが、その前に少し所見といいますか、お断りというか、述べさせていただきたいと思いますが。

今回の皆さんの質問で、それからまた町長のお答えの中に、コンセプトといいますか、総合計画をつくるに当たって、まじめに、おもしろく。ということで言葉がよく出てきますけれども、今回の質問、私も、まじめに、おもしろく。ということで質問をさせていただきますけれども、議会を軽視するわけではございませんので、御容赦のほうをよろしく、手前にお断りをしておきたいと思います。

まずですね、まじめに、おもしろく。で、一番、私、気がついたのは、この会場のこの椅子がどうも低い。これ座りますと、書きにくいし、多分この机に合わせた椅子だと思うんで、議会側とは思いますが、この椅子を高めてもらったらいいかというふうに思っておりますので、議会のほうですので、私たちと関係がありますが、そういうこともよろしく願いしたいと思います。

冗談のようなことですが、こういった、ちょっとこう遊び心と言いますか、があってもいいんじゃないかというふうに思います。そんな観点で何点か質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

まず 1 点目。たくさん項目がございますので、ぽんぽんという形でやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、もうストレートにお聞きをするわけですが。次期町長選についての堀見町長の出馬の意向はということで質問をさせていただきますけれども、松浦議員のほうからもそういった内容の質問があり、既にお答えをいただいておりますけれども、重複点があるかと思いますが、もう一度ですね、お聞かせを願いたいと思

います。といいますのも、この間、総合計画の中身について審議会で審議をなされた資料を、私、いただいております、大変中身の濃い、そして、大変だなあと。これを全部、実現するためには大変だなあという思いがしております。

そこでですね、町長の出馬の意向という前にですね、この総合計画、10年間の総合計画を充実したものを成功させる、また町民の幸せ、にこにこ笑顔のあるまちづくりということで、この計画をするわけですが。最も、町長がですね、この計画を実現していくために必要であろうというふうな、こういうことが最も必要だというお考えがあればですね、聞かせていただいたらどうかと思います。重複する点もあるかと思いますが、町長のお考えを聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。もっとも大切な1つという御質問でしたが、なかなか1つに絞るっていうのは難しいところもありますので、2つ3つになるかもしれませんが、大切だと思う視点について述べさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、やはり住民の皆さんがお互いさまで助け合う、つながって相手のことを思いやって助け合う、支え合う。このことを一人一人ができる範囲でしていただくということ。これは行政と住民との協働という視点にもなってこようかと思いますが。お互いが助け合う中で、やっぱり一人一人の、この地域での、この町での存在感、存在意義っていうのが感じられるようになるんじゃないかなあと。ちょっとしたお助けをすることによって、ありがたいという言葉をかけていただくと、ああ人のお役に立てたんだあっていうすごく心の幸せ、満足感が得られるんじゃないかなあというふうに思いますが、その積み重ねがすごく大切ではないかなあと。そのためには主体的な取り組み、行動というのが大切になろうかなあというふうに思います。

あと、全体的なことにもなりますが、役場職員にも繰り返し口酸っぱく言っていることですが、目の前で起きていること、役場であれば、取り組んでいる事業、他課の事業もあるかもしれませんが、人ごとにならない、っていうこと。やっぱり自分ごとで、極力、事業について、物事について考えるっていうこと。

これは住民の皆様にも、これって行政がやることじゃないのってよく言われることもあります。住民の皆さんにやっていただけることもありますよ。ちょっと立ち止まって、自分に何ができるのかなあって考えていただけるとありがたいですということをお伝えさせていただきます。

まさに、防災まちづくりサロンにつきましては、まず、自分の命は自分で守る。このことをベースに置きながら、自助、公助、共助、この3つがバランスよく助け合いができる、そういう町を目指していきたいなあとというふうに思っておりますので、まず、相手の立場に立って、思いやりを持ってみんなで支え合う、助け合うということと、自分ごとでまちづくりにかかわっていただくと。この視点がすごく大切ではないかなというふうに思っております。以上です。

8 番（中村卓司君）

ありがとうございます。今までは、町民の皆さんにありがちに、行政がやってくれないから悪い、みたいな声が随分あってですね、そういうこともありかなというふうに思っておりましたけれども、最近の町長の行っている内容を見てみますと、やっぱり自分たちも自分たちでやるべきことはやるというふうなことをしないと、町全体がよくなるというふうに、私自身も思うし、町民の皆さんもだんだんそういう風が吹きかけているかなという思いがしてございます。

そういう意味で、町長の思い、町民の皆さんに浸透していったら、自分たちは自分たちでやるんだというふうなことを、実行していただけたような町にしたらいいなという思いがございます。

そこですね、もうちょっとお聞きをしたいんですが、総合計画、この中に、幸せのバロメーターというのがあって、佐川町が県とかいうふうなことを含めながら、3番目ぐらいですか、上から3番目に位置しているんですけども、737.6点ですかね、これどういう数字のバロメーターというか単価というか、決めたんですか。それちょっと教えていただきたいんですが。総務課長のほうがわかるかな。町長わかりますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。5つの4カ項目につきまして、風スコアと土スコアがあります。アンケートを取りまして、それぞれの評価項目に対して、大変強く思っているものですか、普通なのか、

余り思っていないのか、それを点数に直して、まとめて出した点数がその 737 点ということになります。細かい計算式は、今この場で正確にお答えすることはできませんが、5 つの評価項目で、風スコア、土スコア、それぞれ点数化をして計算をした結果、そのような数値になっております。以上です。

8 番（中村卓司君）

いろいろ内容を見てみますと、どういう時点の数値が出たかなという計算式がわかりませんでしたので、また後で詳しく聞きたいと思えますけれども。全国ででも 3 番目、高知県でいきますと 16 番目ですかね。ですけれども、さらに上の沖縄県、鹿児島県に次いで佐川町が 3 番目というふうになってございます。

けれども、ますますこれをですね、幸せ度ランキングを上げてトップにというふうなことでやっていただきたいと思います。そこでですね、質問の冒頭で申し上げました次期町長選への決意、意向、出馬への思いを聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。総合計画ができてまだ 1 年しかたっておりません。できれば、しっかりこの総合計画の策定期間である 10 年間はお許しをいただけるのであれば、仕事をさせていただきたいという思いがあります。また、住民の皆様から多く御要望いただいております図書館の建設であるとか、道の駅の検討であるとか、また、今取り組みを進めております地域公共交通の実証運行並びに本格運行、本格運行につきましては、ことしの 10 月から開始予定となっております。なかなか難しい課題もたくさんあります。それらの課題にしっかりと向き合って、佐川町のために、住民の皆様の幸せのために引き続き仕事をぜひさせていただきたいと。

本当にありがたく感謝をしておりますので、ぜひ、10 月の選挙に向けて出馬をさせていただきたいと、このように思っております。以上です。

8 番（中村卓司君）

ということで、決意を聞かせていただきました。佐川町、チーム佐川からいきますと、船長でございます。隊長でございます。佐川町を幸せな町にする自信はございますか。一言。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。佐川町の皆さんが、本当に素晴らしい方がたくさんいらっしゃいます。皆さんの力をお借りして一つの方向に向いて、一步一步歩みを進めれば、必ず幸せな町になると、そのように思っております。以上です。

8 番（中村卓司君）

ぜひですね、隊長、船長としてですね、頑張っていたきたいと思いますので、私も、及ばずながら応援をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、この質問は終わりにさせていただきます。

続きまして、鳥獣被害対策について質問をさせていただきます。佐川町で、議会でも各議員さん、こういう問題取り上げてきたとは思いますが、あえてですね、もう一度お聞かせを願いたいと思います。佐川町における被害の現状、そしてですね、種類、頭数、被害額等がわかっておりましたら、まずそれを、お聞かせを願いたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。佐川町での鳥獣被害ですけれども、野生鳥獣の生息域が拡大しておりまして、佐川町においても農作物の被害や目撃情報が入っております。平成 28 年度佐川町役場建設課に連絡の入った農作物の被害は 4 件でございます。イノシシが 3 件、タヌキが 1 件でございます。被害ではないんですけれども、猿の目撃情報も増えておりまして 4 件、加茂、永野、東組、青去で情報が入っております。

佐川町では、専門知識を持った鳥獣被害対策専門員、猟友会、県の鳥獣対策課と連携しまして、被害対策に取り組んでいるところでございます。被害があった場所には、鳥獣被害対策専門員及び猟友会の協力を得て、わなの設置により捕獲するなどの対策を行っております。

被害なんですけれども、今年度の捕獲実績でございます。11 月時点です、イノシシが 203 頭、それから鹿が 2 頭、ハクビシンが 29 頭、アナグマが 13 頭、タヌキ 32 頭、野ウサギ 1 羽、ドバト 52 羽、カラス 35 羽、カワウ 2 羽となっております。

頭数、種類は以上です。被害額については、今のところ把握はできておりません。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

私、先日、越知においてですね、野生鳥獣についての講習会というのが行われまして、県下で何カ所かにブロックを分けて研修会をしているようでございます。そこで少し勉強をさせていただきました。佐川町においての被害もですね、課長言われたとおり、そういったものがございますけれども、ここの捉えている調査によりますと、それ以上の被害が出てるようでございまして、佐川町においてはですね、カラス類で 211、イノシシが 182 というふうな実績があります。そのほかにも、鹿、タヌキ、それからハクビシン、アナグマ、鳩といった被害があるようでございます。金額にすると、相当な金額になるそうですけれども、被害の届が出ていないので、金額的にはなかなか把握ができないですけれども、数千万に及ぶかもしれないというふうなことも言われております。

そこでですね、町がですね、その被害についての対策っていうものをもっておろうかと思っておりますので、どういった、行政が行っている範囲の対策があるかをですね、それをお聞かせを願いたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。佐川町でも鳥獣被害対策専門員、猟友会、県の鳥獣対策課と連携しながら、いろいろとその被害対策に取り組んでおります。

例えば、その狩猟期以外の時期につきましては、猟友会の協力を得まして、有害鳥獣の捕獲を行っております。また、農地に防護柵を設置する補助がございまして、これについても今年度 2 カ所、延長で 930 メートルについての設置をしております。

そのほか、新規狩猟者の拡大への取り組みとしまして、予備講習会、銃の射撃教習を受けた方への補助等を行っているところでございます。以上です。

8 番（中村卓司君）

町として、行政としてやるべきことはやっておるというふうなことでしょうし、またほかの町村を見てみますと、特別、新しいことというのはやっております。ただ、地域的なものがありまして、例えば、針木、佐川の黒岩ていうのは、梨の関係が非常に多くて、カラスの被害なんかがひどくて、地域性によってそれぞれの対策をとってるのが現状のようでございます。

そこでですね、そのいろいろな捕獲檻とか、捕獲器とか、わなと

か、それから電柵とかいうふうな助成措置をしておるようございまして、佐川町にも、佐川町鳥獣被害緊急対策事業の補助金交付要綱いただいています。ここにですね、ちょっと使い勝手が悪いかなということを指摘をさせていただきます。

というのは、1人ではできない、2戸以上が連携をすることによっての対策費補助金は出ないというふうになっております。これは、使い勝手としては大変使いにくいというふうに思っております、この要綱をですね改善、直してほしいというふうに思っていますけれども、町のほうの、それができるかできないかということで、まず、聞かせていただきたいと思います。1人でもできるように改善してほしいというふうに思いますが、いかがでしょう。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。議員おっしゃられるように、現在の佐川町鳥獣被害緊急対策事業補助金では採択要件としまして、受益者が2戸以上連担することとなっております。町内の現状を見てみますと、平地部の水稻についてはある程度何戸か受益者が連担した農地も見られるんですけども、畑では、特に山合いのほうに入りますと、受益者が連担した農地は少ないように思われます。

こういった小規模な農地が有害鳥獣の被害に遭いますと、高齢化も進んでおりますことから、営農意欲がそがれまして、耕作を諦めて離農していく人が増えると。そうすると、耕作放棄地が増えていく。その耕作放棄地が増えていくと、またそれが有害鳥獣の餌場とか、休憩所とかいうところになって、また有害鳥獣の数が増えていく。ますます有害鳥獣による被害が増えていく。そういった悪循環に陥って、さらなる耕作放棄地の増大、それから農業を離れる離農者の増加を招いていくということが懸念されるところと考えております。

佐川町としましては、現在の採択要件であります受益者が2戸以上連担することというのは、現状にそぐわなくなっているのでは、と認識をしております。

農業振興の観点からも受益者1戸の農地でありまして、柵を設置するということを支援しまして、農家の負担軽減、それから営農意欲の向上によりまして、農業担い手の減少を少しでも食い止めていきたいと、食い止めていく必要があると考えております。そういったことから、1戸でも補助対象になるように、要件の見直しを検討してまいりたいと考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

ありがとうございます。ありがとうございますというのも変でございすけれども。きのうの森議員の質問ではありませんが、マイナス、できないことは考えない、できることを考えていくのでは大変よいお答えがいただけたではないかと思います。

この越知の講習会に行っておりましたときにも、島根県の例が出ておまして、負け組にはならない、勝ち組になる住民っていうふうな題で、いわゆる野生の猿とかですね、イノシシの被害に遭って、そこで泣き寝入りをして負け組にならない勝ち組になるためにはどういった方法で取るかという中で、一番は野生動物の餌場をつくらない。ここで食べると、餌がある、追わえられない、人間がそれほど恐くない、みたいに、猿とかイノシシが思ったときに、もう餌場と感じてしまって、どんどん被害が広がっていくというふうな報告がございました。だから、そういう餌場ではないというふうな意味からいくと、家庭菜園であっても全部、もう取れないんだという意識を動物に植えつけないと、被害が広がっていくと。

先ほど課長がお答えになったとおりですね、そういった、1戸でも被害を、もうえいわと、家庭菜園やけ餌にやるわ、みたいになると、どんどん被害が広がっていくということでございますので、2人以上でなければならぬというふうなこのことを改正していただいて、1戸でもできるようにということをしていただきましたので、ぜひ早い機会にですね、これ要綱ですので議会には承認は要らんですかね。できれば早くやっていただくようお願いをしておきたいと思います。

ちなみに、この町の単独でやりゆうっていうのが、全て調べておりませんけれども、越知では国だけしかやってないというふうなこともあります。けれども、県、国っていうふうなこの交付金要綱でいきますと、時間がかかってですね、即っていうのができないらしいんです。町でいきますと、すぐに対応ができる。日高でいきますと、1週間ぐらいで対応ができるというふうなこともっておりますので、そういった小回りのきく意味でもですね、町単でやっていただけるといのは大変ありがたいことでございますので、しかも、1人でもできるということをいただきましたので、ぜひ、そういうふうな方向でよろしくをお願いをしたいと思います。この質問は以上にしたいと思います。

次にいきます。

高北病院の運営について、ということで質問をいたします。

高北病院は、改築をしてから４年目を迎えつつあるという時期ではあります。当時ですね、高北病院、せっかく改築するんだから、新たに今までの負の部分を変えてよくしていこう、せっかくの時期だから新たに出発を機にして負の部分をよくしていこうということではまったこともあろうかと思えます。

当時はですね、その前からも赤字の問題とかですね、医師不足、それから待ち時間、患者さんへの気配り、こういったことが、どうもなおざりになってきたんじゃないかというふうな指摘もございました。したがって、その改築、新築をですね機に、これも改善をしてはどうかというふうにスタートしたんですけれども、渡辺事務長が行って、また帰ってきてまた行ったというふうな経過もございますので、内容も全て御存じだと思いますから、その改善がですね十分になされているかどうかですね、まずそれをお聞かせを願いたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

中村議員から御質問いただきました。答弁の機会与えていただき、まことにありがとうございます。私、病院事務局長９年ぶりで、昨年４月から行っております。以前と比べましたら、当然環境も違いますし、建物も違います。当時行ったときはもう負の遺産ばかりの状態の中から、いかにして皆さんと、住民の信頼を回復して復活するかと、これのみでございました。

現在は、先ほど中村議員言われたとおり建物も非常に立派になり、この５月で丸４年が経過するようになっております。その新しい病院の姿を、皆様方に、具合が悪くならないと病院は大体行きませんので、来ない方にも健康チェックということで参画していただくように、当時から健康フェアというのを毎年６月に実施しております。

昨年の６月、私も初めて第３回目へ参加させていただき、職員、住民の方々と触れ合いもさせていただきました。非常にいい機会になっておると思います。今後ともこれを続けていながら、公立病院国保病院として、病気だけでなくて予防面の力も大きく発揮していながら、町行政とも連携していながら取り組んでいく方向性が見えてきておると思います。これは、以前はなかったような、当然やるべきことでございますが、新たにやるべきこと、非常に力強く

前進しておると思います。

さらには、待ち時間問題とかがいろいろ出てきよりましたが、以前の一番の課題でしたのは、紙ベースでの取り組み、カルテがそのまま書かれたものを動かしておるような状態でございました。これにはさまざま課題と大きな費用もかかる問題でしたが、現在では電子カルテということが導入されております。電子カルテが導入し、さらには、これは医師みずからが以前は打ち込むべきものでございましたが、医師の業務の軽減を図るといようなことから、現在は、医師事務補助という方が、医師の指示に基づいて電子カルテを操作するようになっております。これも非常に効率的にいき、待ち時間の対策にも患者サービスの向上にも非常になっておるといふふうに理解しております。

一つ一つ、こういうふうに述べていきますと、以前と随分違い、方向性も一定出てきておるし、改善されたところもあります。やはり一番の医療機関としての病院の一番の最大のサービスと私が思うておりますのは、適正な治療と心温まる患者さんへの気配り、これにつきますかと思いますので、これを、私初め職員一同常に念頭に置きながら、日々業務改善等に取り組んでいきたいというふうな思いを持って職員とも協議し実践しておりますし、私もそのような思いで業務に努めさせていただいておるところでございます。

非常に羅列の答弁になりましたが、以上のようなことでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

8 番（中村卓司君）

以前よりは改善ができているというふうなお答えだと思っております。一つ一つ、それでは検証してまいりたいと思っております。

まずですね、その医師不足というのが、大変お医者さんの数が少ないのも無理からんところですが、全体的に少ないのは無理なところもありますけれども。今現在、町長の行政報告の中でも高北病院についての聖マリアンナ病院ですか、医師がおいでということでしたけれども、期間が短い。で、それで十分に医師不足の対応ができているのか、今後の問題が残りはしないかという心配があります。まず、その医師不足についての心配がないかどうかを聞かせていただきたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えさせていただきます。町長の行政報告でもありましたよう

に、今おっしゃられたとおりで、1つは聖マリアンナ医科大学から3カ月ずつの医師の派遣ということをやっていただいております。この4月からも継続して3カ月間来ていただけるようになっております。内科医師でございます。

それともう1つ、これも行政報告でありましたように、一昨年7月まで高北病院のほうで勤務しておりました内科の医師がこの4月から常勤医師として再就職してくれることになってございます。このことで、内科医師が4月には6名ということで、体制としては常勤医師が9名体制ということになってございます。

医師不足ということは、現在も9名で果たして夜間とかの対応とか順調にいけるかといえば、なかなか難しい点もございますので、やはり医師の確保には努めていかないかんという必要と、それと新たな疾患に、患者の、住民の高齢化に伴う対応、それ専門の医師の確保とかいうことも必要になってきます。

それと、将来向いては、若手の医師が当院に定着し、また機関から派遣され医師が確保されるような、将来のことが必要になってこようと思います。その中では、私も以前からも話して、以前、前、私がおったときに話しておりましたが、医師への奨学金制度というのも7年ぐらい前から制度が県のほうでできまして、その奨学金をもらった医学生さんが外の臨床研修へ出るようなことにもなっております。そして高北病院のほうで地域医療の研修を受けるとかいうことにもなっております。現実やっております。

こういった方々が育ち、もう数年先からは安定的に派遣されてくるようなことになってこようと思います。そうすれば、医師の不足からの脱却とかいうことの可能性も十分出てこようと、ふうに思うております。

8 番（中村卓司君）

救命体制っていうのが、十分か十分でないかということは、なかなか言えないというふうなことだと思うんですが。最高、マックスですね、これぐらいおれば十分だという数字が今、出ればですね、例えば、9名ではちょっとしんどい、そしたら10名、11名、12名、その辺あれば十分かなという数字がわかっておれば、聞かせていただきたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えさせていただきます。まずは、先ほども一番出てくるのは

夜間対応、救急告示病院でございます。夜間ずーっと当直せないきません。医師も、私どもと同じように1日7時間45分勤務。5日間の勤務でございます。その中で回していくようなことをしていかないかん関係上、それが週に1回ぐらいのペースで回っていける、また土曜日にも現在、土曜日は月に2回診察しておりますが、これも本来なら土曜日にも毎週土曜日ぐらいはできるような体制にもっていけないきません。

そういうことで考えていけば、今の常勤の体制でいえば、内科が6名、整形外科が3名体制は必要であろうかと思えます。さらには、産婦人科医師が1人おります。それに加えて先ほど、私が申しました、高齢化に伴う新たな疾患、ニーズに応える専門医が必要になってくる。これは今、具体的にこういった専門の医師とかいうことは、この場ではまだ言えませんが、新たな2つぐらいの診療科の専門の先生に来ていただくようなことも必要になろうかと思えます。

さらには、これからのキーワードになってきます在宅医療という訪問です。次の、来年30年度の診療報酬、介護報酬同時改定では、在宅への復帰ということが力強く出されると思えますが、訪問在宅医療をやれる医師を1名確保するとかいうことも必要になってこようと思えます。それにあわせて訪問看護、訪問リハビリテーションというようなのをセットしていく、取り組んでいく必要があります。

そのように、町民の高齢化、それと健康チェック、予防、在宅への復帰支援、そういったのを考えていった上で、医師の確保、専門職の確保とかいうことを捉えていかないきませんので、ちょっと今、具体的に、この人数、この人数、この人数ということ、すぐにはまだ言えない状況です。

高北病院のほうでは、4月から、適正な働き方のチェック委員会というものを、あり方委員会というものをつくろうと、今、事務局のほうで検討しております。そういったのもつくっていきながら、制度の変化、変更、また町民の状況、ニーズとかいうのを捉えていきながら、対策を、具体的なことを出していきたいというふうに思っておりますので、ちょっといろいろしゃべり過ぎましたが、よろしく願いいたします。

8 番（中村卓司君）

細かいところまでお話をいただきまして、ありがとうございます。

医師の数がこれぐらいでちょうどという経営的なこともあるかと思うんで、なかなか出せないところもあるかも知れませんが、少ないと、また不足しているということならば、いろんな手立てを使って医師を補充することも必要だと思います。その手立てが何であるかっていうのは、私はまるきり素人なんでわかりませんが、佐川町出身の若い医師が何人かおいでる、しかも佐川には帰って来ずによそにおいでるみたいな方もおるんで、医師会との関係があらうかと思いますが、そういった方々に触手を、手を伸ばすということも要るのではなからうかと思いますが、また、これも10年以上前だったと思うんですが、町単で奨学金を出して、何名の方に医大に行ってもらって、そして地元の病院に就職をすれば返さなくてもいいよ、みたいな制度とはどうかなという提案をさせていただきました。

ことしの春だったと思うんですけども、高松市かどっかでですね、市が単独でそういったことのことをやり始めたそうです。地元の病院に帰すために2人の学生を奨学金を出して送り込むと、いうふうな制度もしたようにテレビで報道がありました。そういったことも必要ならば実施をしていかなければならないかと思います。県のほうで、そんな対応をしてるということではございましたけれども、本当に、高北病院ということターゲットに置けば、町の財産でございまして、町の財政からそういったこともやる必要があるかというふうに思っております。これはお答えは要りませんが、医師の数については以上ですが。

次にですね、患者さんへの気配り、いう話も出ました。それから待ち時間、少なくなっているとお答えがいただきました。けども、私がさらに聞くにはですね、まだまだ待ち時間は長いというふうに思っておりますし、掲示パネル、これもいろいろ事情があるにせよですね、実施をされてない。そうすると、患者さんに対する気配りが薄いんじゃないかと言わざるを得ない。だからですね、小さい病院でもパネルがありまして、次の患者さんの番号とかいうものが出てですね「あ、何分くらいで次だな」ということがあってこそ、安心ができる患者さんへの気配りなんですよね。

このことも、理由をつけずにですよ、やっていただく方向にせないかんのではないかと思いますし、それと、こんなこと言いますと

名前がわかってしまいますけれども、この間患者さんの中で、取り違いというか、取り違いではないですけれども、同姓の方がちょうど3名おりまして、患者さんの中に。その方に、血圧をはかってもらったところが、1人の方の血圧の測定のカードがない、といいますのも、別の患者さんのお名前のところに2枚張ってた。で、看護婦さんが、あなたのはどちらですかって患者さんに聞いたそうですよ。なんじゃこらあと。そういうふうな間違いがあったということがあるんです。

だから、その辺の気配り、配慮っていうもの、なおざりにされていきやあせんろうかという心配がある。血圧のカードだったからいいんですけれども、もっと重要な薬という問題なんかがあった場合には大変なんですよ。そういうふうに、本当にできるかなと。よその病院に行きますと、掲示板にこう書いてあります。フルネームで何度もお尋ねしますけれども、申しわけございませんが御承知願いますというようなことも書いてますよ。

だから、その辺のマニュアルっていうのがあるはずなんですけれども、どうなんですかね、どこが命令系統でそういうことの指導をする、渡辺事務長さんがそういうことの指導のトップにあるのか、院長があるのか、それはわかりませんが、そういった指導をしていくことは必要なんですよ。それが、先ほど言った例みたいに、なおざりにしていくことによって大変なことが起きるかもしれないということがあるんで、その辺の配慮、患者さんへの配慮、それから看護婦さん、看護師さんに対する、そういう気配りの方法、テクニックというのをどういうふうに指導なされているか、いっぱい言いましたけれども、待ち時間の短縮も電子パネルにすることに逆に長くなっているんじゃないですか。

例えば、問診とかですよ、するのには、普通の紙へ書いてですね、カルテの中に挟んでいくと、問診の必要が省けて、省けるというか、時間短縮できたりですよ、いくらでも方法があるんじゃないですかね。それ、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えさせていただきます。待ち時間に対する、病院のほうではサービス部会というのがございまして、その中で、患者さんへの意向調査、それと委託業者のニチイ学館のほうでも、意向調査とかいうのをしながら把握はしております。現状、私が聞く、見るところ

によると、そんな不満の点はないように思います。先の運営委員会のほうでは、会計で待たされるというような意見も出まして、会計では、どこでどう待たされるのかということを翌日あたりから調査をしてみました。

そしたら、電子カルテの中で、先ほどの医師の指示があって、それを実施する。そしたら実施済みというふうに電子カルテのほうに打ち込まないかんところが、たまに抜かっちゃう点がある。それを医事のほうでどうなっちゃうとかいう確認をしていく中で、時間を経過するとかいうことありましたので、そこはもう抜からんように確実にしていくようにということを医師と看護師のほうで徹底しております。

こんなふうにその都度その都度、改善すべき点、問題点が発覚をすれば、日々の行動としてすぐにチェックして、改善するような手立てで動いております。それをなおざりにする、日々甘えて何もせずにほたくっておくとかいうことはせずに、どんな小さな声にもすぐに反応して、すぐにそれぞれの部署のほうで、あるいは院内全体の会議においても行動していくような体制はとっておりますし、これからもとっていきながら、待ち時間の短縮、患者サービスに続けていかななくてはならないと思うております。

それと、番号制の電光掲示板と。この番号についても、以前にも、私が来る以前ですが、ちょうど病院立て直しの時分、それから電子カルテの際とかにも、いろいろ調査もしたようです。私が病院へ行ってまず先に言うたのは、何で番号制にしないですかとか、言われたように電光掲示板とかが今の病院の最前線をいきよりますよと。なぜ、しないんでしょうねというような投げかけもしました。

これは、おっしゃられるとおり、病院へ行くと1回名前呼ばれて診察受けて、そのまま会計のほうに行く場合もございますが、大部分の場合には診察を受けたり処置をしたり、検査をしたりとかいうような、あちこちあちこち動いていかないきません。そのときに、それぞれお名前を呼んでも、なかなか患者さんがすぐに反応してくれない。名を呼んじゅうのに来てくれない。また、ほかの方と話をしておるとかいうことがたびたび見受けられたようでございます。そういったことから、とても番号に、今、変えるような状況ではないと。

けど、そういった名前を呼んでも対応してくれない患者さんがおる。そのままでは余計ほかの方を待たせることになるということで、

高北病院のほうでは、患者外来サポーター職員というのを、ちょっと黒っぽい服を着た女の職員ですが、配置して、その方が気配り等、エスコートとかいうことをさせていただきながら、その対応を行っておるという状況にあります。

掲示板のほうも、おっしゃられたように、やって見ていただくのもそうですが、やはりそういった声かけとかエスコートとかをしていながら、今のところは高北病院では患者サービスとして取り組んでいきたいということで、方針が出て、それで実行しておりますので、私も様子を見ていながら、今のことを支援していきながら取り組んでいきたいというふうに思うております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

何で、それくらいのことができんのかなというふうに思います。小っちゃい病院でも電子パネルありますよね。呼びかけに応じない方がおるので電子版が必要ないっていうのは全然結びつきませんが。どこの病院でも声かけをするんですよ。電子パネルもありもって呼びかけをしています。

そうすると、患者さんのほうも、あ、そろそろ番だなということの自覚から、呼びかけをしても、すぐ反応ができるというふうになるかと思うんですよ。だから、呼びかけても返事がないことがあるけ、電子パネル要らんじゃあいう話にはなりませんわね。だから、それをですよ、経費の問題とかいろいろあるかもしれませんが、本当に患者さんへのサービスをするなら、それくらいのことができなきゃだめじゃないでしょうか。

ぜひですね、やってくださいよ、その電子パネルを。事務長がやりましょうということなら、恐らく8割、9割の確率でできるでしょう。できるでしょう。だから、渡辺事務局長がよね、やりましょうということでやればできますからよね、やってくださいよ。どうです。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

言われる趣旨は十分わかります。ちょっと私の先ほどの答弁のことが十分、説明が下手でして、御理解いただけなかったと思います。

呼びかけても出てくれないからパネルは設置しないじゃなくて、パネルは設置せんかわりに、外来患者サポーターという職員を配置

して、その方が直接、誰々さん番が来ましたよ、ということで名前呼ばさせていただいて、その方がエスコートして診察室のほうに入ってください。こういうことを、気がつかれない患者さんに対しては実施しておりますということでございますので、一切ほたくって電光掲示板もやらん、そういったことも全くせん、ということじゃないですので、その辺を御理解のほど、よろしくお願いいたします。

8 番（中村卓司君）

どこの病院もそれやってるんですよ。サポーターさん看護婦さんおって、ついてなおかつあるんですよ。だから、あれぐらい大きい病院で、ないのが不思議ぐらいなんです。みんなそんなに言ってますよ。だから、両方、これでもかこれでもかっていうやり方の中に、掲示板を入れていただく、これが患者さんへの本当の親切、「いつごろじゃおうね、もう何時間待った」余計待たされたような気がしますよ。だから、掲示板、ぜひですね、実施をしていただきたいと思っていますので、押し問答になりますので、これやめますけども、ぜひですね、お願いをしておきたいと思います。

また、6月の議会でも同じ質問をしますんで、そのときにまた同じ答えがないようお願いをしておきたいと思います。

それとですね、看護師さんに対してのそういったそのマニュアルですか、患者さんの対応とか、フルネームで呼ぶとか、そういった病院での内容の指揮命令系統はどなたがやってるんですか、今、現在。病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

高北病院のトップは院長でございます。

8 番（中村卓司君）

トップはわかります。院長が、そしたら看護師さんに、こういう対応をなさい、ああいう対応をなさいというような細かいところまで、今言ってるんですか。内容として事務局長が、こういったこういったこういった対応でっていうふうな形で、よその病院なんか行ってみますと、対応が違うんですよ。だから高北病院でそれがなぜできないのかなというふうな思いもあります。

公立病院でいろいろ批判があるんですけど、今、高知市内の公立病院では大変その辺の対応が、前から言うと数段よくなりましたね。で、申しわけないけど、地方へ行くとそれが非常にこう、何かちょっとなあなあでいきゆうような気がするんですよ。一生懸命やっている看護師さんもおりますよ、もちろん。おりますよ。けれども、

中にそういうのが1人でも2人でもおったら、あっと言われて高北病院は何だっていうふうな話にもなるんですよ。だからいつも、こうせないかん、ああせないかん、こういうことでやりますよっていうふうな話を、話、続けないかんところがあるんですが。その指揮命令系統はトップがやるんでしょうけど、そういうことの内容についての発想といいますか、やりましょうっていう話は、事務長が、本当はやらないかんがじゃないですか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

それぞれ、内容によって、その指揮命令トップとかいうのはあるんです。私は事務局長で、全体の運営・経営とか、そういったのには当然やりよりもすし、これからもやります。医療機関でありますので、院長がトップであるのは間違いないですが、それぞれ、医師の指示に従うて、看護師等は業務をしております。業務をしていく中での患者対応について看護局長というのがトップであります。また現場には、外来の師長というのがおりますので、それぞれそういった指揮命令のもとで業務はさせていただいておるわけでございます。

そしてちょっと答弁要らないいうて、先ほど、電光掲示板の関係、しつこいようでございますが、看護師等の対応もしていきながら、それに加えて外来患者サポーターを置いておるということです。この外来患者サポーター職員とかいうのは、全ての病院に置いちゅうわけじゃなくて、高北病院は医療センターに置いておるのを、それを研究して高北病院独自で置いておるのが実態でありますので、これを中心に対応させていただいておる。電光掲示板置いてないですが、こういった職員を独自に配置してやっておるということでございます。

それと、以前、私が行ったときと比べて、看護師のほうも以前は、そういったサービス部会とか研究とか、それから研修への職員の派遣とかいうことは、それほどしてなかったように思います。私9年ぶりに行って、その辺をどうどこが変わったろうとかいうのを、一番、見も、また調査もしましたけど、随分研修もやっておるし、それぞれの役職者がしっかりした対応していきながら、職員も全体的にレベルが上がっておるんじゃないろうかと思えます。

おっしゃるとおり、1人2人の水漏れが全体の堤防を壊してしまう、だめにするのは、おっしゃるとおりでございますので、そうい

ったところはもう直接的な個別指導とかいうことをしていきながら、人事評価もしていきながら、全てが患者さんのほうのサービス、適切な医療の実践に向けてやっていけるように努力はしておるつもりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

8 番（中村卓司君）

私はね、よその病院へも行っての話なんですよ。高北病院だけじゃなくて、よその病院へも行っての話で、渡辺局長、よその病院へ行って見に行ったことないんじゃないですか。

よそと比べてどうなんかって、一遍見てくださいよ。1件、2件じゃのうて、自分で行ってですよ、10件も20件も行って、ああこんな対応しているんだというふうなことを見て来ておいて、自分の病院に、えいことなら取り入れると、いうふうなことをすること。それと、指揮命令ていうことが、1人でやるという独断的なものではないかと思います。婦長さんなりと、それから院長なりとも話ですね、こういうふうに行こうぜ、みたいな話ができることの内容を、そういう内容を話し合える、ようなことも、議会の中村がこんなことを言いよったんですが、どうなんでしょうね、みたいな話の中からですよ、企業努力をやってもらえるといて、洗練された高北病院が、ああ変わったなあっていうふうに思われるように、不満ができるだけないように、ゼロに限りなく近づける努力は必要だと思います。

あんまりこの質問長くいきますと、時間がなくなりますので、最後に、町長の行政報告の中の最後の端に、地域の皆様から信頼され愛される病院経営に努めます、と書いてますんで、ぜひ、この言葉どおりにやっていただくようお願いしておきたいと思いますので、電子版、期待してます。

それでは、次にいきます。

道の駅の計画について、お尋ねをいたします。

私も委員、議長も委員になっておりますので、その委員としての中ではなくって、一般の皆さんに、どういった内容があることも議会広報等通じてお知らせもしたいし、また、委員の中でもまだまだわからないことがたくさんありますので、道の駅についてお聞かせを願いたいと思います。

まずはですね、この間、場所の選定で、皆さんと協議をしながら、あこじゃない、ここじゃないっていう話もしたんで、場所がだんだ

ん決まっていこうかと思います。それから事業主体がどこになるかもこれからの問題ですけれども、決まってこようかかと思っています。それから、規模がどれくらいになるかも、これから決まってこようかかと思っています。それから、内容について、テナントを入れるのか、しないのかも問題がありましょうし、それから、これも検討委員会でだんだん決まってこようかかと思っていますけれども。そういった内容を1年間、年度でいきますと来年度の年度になろうかかと思っていますけど。どういうふうな段階で、時系列的に進んでいくのかを聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

おはようございます。中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず時系列で言いますと、平成28年度、今年度ですね、ちょっと説明をさせていただきます。

まず本年度におきましては、25名の検討委員、中村議員にも議長にも入っていただいておりますが、検討委員を選任をさせていただきますして、第1回の検討委員会を開催、11月30日に開催をしております。そして、その会議におきましては、道の駅の概要でありますとか、機能についてのアイデアを出すような形で進めております。そして、今年3月1日に、先ほど中村議員もおっしゃられましたが、第2回目の検討委員会を開催しまして、道の駅の機能など、前回の道の駅の機能についてのまとめと、道の駅の立地候補地についての意見を出し合っております。

今年度の予定としましては、委員の皆さんと3月末をめどにですね、四国内の先進地の道の駅を2カ所程度視察予定としておりまして、その先進地の運営組織とか機能、施設の形態、設置場所について研修することとしております。

そして、29年度、来年度以降の予定としましては、四国地区の道の駅連絡会の事務局を担当しております一般社団法人四国クリエイト協会との委託契約を結びまして、調査・基本計画、道路の管理者などの関係機関との協議、また用地の調査、運営方式について検討を行うこととしております。

そして順調にいけばですね、平成30年度に、基本設計と実施設計、及び用地の契約、登記を完了させて、平成31年度から造成の工事と建設の工事に着手できるような運びで進めていきたいと思っております。同時に、道の駅の運営母体となる組織を発足させまし

て運営の準備をしまして、本当に順調にいけば、平成 32 年度からの開業を予定しております。

まだこれからですね、検討とか協議等、開業に向けてすべき点が多々多いですが、順次進めていきたいと思っております。以上です。

8 番（中村卓司君）

ありがとうございます。始まったばかりなので、具体的にということはなかなか難しいかろうかと思いますが、課長の答えのように、だんだん中身も充実して形も整っていきこうかというふうに思います。そこでですね、検討委員会があるんですが、検討委員会で、どこまで決定できるような検討委員会というふうにお考えでしょうか。検討するだけ、みたいな感じなのか。検討委員会で、場所をここにしたらええというに決めたら、そう従うのか。その点もですね、検討委員会がどこまで検討したらいいのかを、それをお聞かせ願いたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

来年度以降、それこそ先ほどお答えさせていただきましたが、四国クリエイト協会のほうに委託をさせていただきまして、こういった検討委員会の委員の皆さんのですね意見、道の駅については、休息とか情報発信、地域連携機能とか、そういった機能があると思いますので、どういった施設にしていくのかとかですね、大きな面積、規模ですね、そういったことも確実に詰めていきながら、一番大事なのはその用地の取得だと思っております。場所がないことには何も始まりませんので、そのあたりまでをですね、検討委員会で話をさせていただいて、実際、道の駅を整備できるかどうかということもですね、判断をしていく必要になってくるのではないかと思います。

町長（堀見和道君）

私のほうから補足の説明をさせていただきます。検討委員会のほうでは、あくまでも意見を出していただきまして、広く、多くの町民の皆さん、また有識者の方から意見をいただき、最終的には執行部で決定をしていくという流れになろうかと思います。その上で、議会の皆様に御協議いただき承認もいただくと、いう流れになろうかと思います。検討委員会で決定したことが決定というわけではございません。幅広く意見を聞かせていただき、いろいろな知恵をいただきながら、よりよいものをつくっていくための検討委員

会という位置づけで考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

わかりました。検討委員会、25 人集まりますと、大変おもしろい意見がたくさん出てきまして、役場の職員ではとても考えられないような、ああこんな案もあるかなという話も出ておりまして、そういった意見を積み重ねながら結論を出していただくようお願いをしたいというふうに思っていますが、少し突っ込んだ質問をここでさせていただきたいと思います。

これ、手前で申し上げておりませんでしたので、わからなければそれでいいんですけれども、実は、道の駅構想につきまして心配をされる方があります。その心配は、いわゆる赤字になればどうするんだというふうなこともありまして、ソニアの例で 15 億円というものが、金が消えてしまったというふうなこともあるんで、その第 3 セクター、一般企業、どこに事業主体がなっているかわかりませんが、行政が直接事業主体になるのも、ほかの道の駅を見ますと、あんまり成功した事例がございません。

となると、どこかの機関にというふうなことになろうかと思えます。これわかっていなければいいんですけれども、そこで、もし外部団体に発注する、お願いする、ということになりますと、当然、保証債務契約というのを結ばなければならないような方向になっていくと思うんですが、まだそこまで考えてないということになればですけども、参考のために、もし、外部団体でそういうことをやってほしいというふうになった場合に、行政としてはどうするのかというお考えがひょっとありましたら、聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まだ、何も決まっておりますので、今後進めていく上でのポイントの説明になろうかと思いますが、基本的に道の駅を建設する、整備するにあたっては、イニシャルコストをどうするのかということと、ランニングコスト、運営面で赤字を出さないように経営をしていくということ、この 2 つの視点が大事だなというふうに思っております。

当然、道の駅をつくった後に、運営のほうで赤字になると。赤字をずっと出し続けて、それを行政が補填するという状態の道の駅は考えておりません。ただ、それこそ民間の経営的な感覚も取り入れ

ながら、しっかりとした経営をする運営母体ということが大切になろうと思ってます。

今、全国的な事例の中では、P F I という手法を使って道の駅を建設をしてるところもあります。いろいろな資金の調達の方法もあります。それは、来年度以降、いろいろな方法、先進的な事例も研究をしながらしっかりと積み上げていくということを考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

ありがとうございます。どんどん議論が深まってくと、内容もそういった方向になろうかと思いますので、そのことも研究を重ねながら前向きに進んでいただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。道の駅の計画についての質問は以上です。

それでは、次の質問。テニスコートの計画について、お尋ねをいたします。

総合計画の審議会の中に、この資料をいただきました、この中にもテニスコートの計画といいますか、町民プールを中心とした地域にですね、いわゆる健康づくりを推進するための、町民プールを中心にしたエリアをテニスコートにというふうな計画が出ておりますが、具体的に、こういった方向に向かっているのかをお聞かせを願いたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。あの整備計画ができたとき、10 年計画の総合計画でございますが、幅広く、町民プールを健康増進的な役割を持つ施設として今後活用したいと。そういう意味合いで、プールを中心とした整備計画ということで、計画には位置づけをしております。その後、本年度に入りまして、テニスコートの利用されている方々からテニスコート、現在の 2 面では足りない、というようなことであと 2 面の増設、さらには練習場の壁打ちの練習、それを整備してほしいという要望をいただいたのが、本年度に入ってからでございます。

総合計画の整備計画を、10 年計画を立てるときには、テニスコートという文字はそれには入っておらなかったと思いますが、町長が前からおっしゃってますとおり、これは P D C A サイクルで回していきますので、そういったことを踏まえて今後その総合計画の 10 年計画の中にテニスコートも位置づけをしていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

総合計画をそのような位置づけにしておりますという教育長のお言葉ですが、それは、新設の請願書、署名が出てきておりますよね。それに対応する上で、新設の検討もありでそういうふうに考えておりますというお答えをいただいたのか、その辺はどうですかね。

今、テニス場がですね、この間はかってきました。今あるのが 50 メートル角ですね、あれ、大体が。あの 2 面ではいけないというふうなことが出ておりましたんで、それを受けてのその整備計画なのかどうか、ちょっとそれを聞かせてください。

教育長（川井正一君）

先ほどお答えしましたのは、総合計画の 10 年の現在の計画の中でのお話との整合性が今のところ取れておりませんので、その視点からの答弁をさせていただきました。

それで、本年度、テニスコートの利用者の方から、そういった整備してほしいという要望をいただきました。そういったことを受けて、現在は整備計画を策定するまでに至っておりませんが、私どもも現在のあのテニスコートが、例えばテニスコート、町民プール含めたあの敷地内におさまるのかどうか、そういった具体的検討も既に始めております。

今後はですね、テニスコートの利用者や指定管理者の意見も伺いながら、平成 30 年度における施設整備を目指して、具体的に検討を進めてまいりたいとそのように考えております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

30 年度をめどに新設っていうふうなことも検討の中に入れていくということですよね。それでいいですかね。

それでですね、その現場に行っておりました。教育長も多分見られると思うんですが。あの周辺で新しいテニス場をつくるということになると、一番くっついておったらいいんで、今のプールの西側の駐車場が 2 段になってまして、上段と下段がありまして、上段も確か町の土地だと思うんですが。それをはかってみますと、110 メーターぐらい、長さで。奥行きで 35 か 40 メーターぐらい、ちょっとこう菱形になってますんでね、あこ。ちょっと具合が悪いかなと思いますけれども、それでもテニス場が 2 面、3 面は、というか壁打ちもできるぐらいの面積はある。こう、方向性があるかもわかりませんが、とれる面積がありますね。それも含めてです

ね、教育長、30年度にはそういった方向も考えているということでございますので、なると、予算が来年の、ことしの11月ごろには予算のことも考えて、来年度の予算に入るかなというふうな思いもありますが、それでよろしいですか。

教育長（川井正一君）

まだ詳細は全然決まっておりませんが、私どもとしても、新たな土地の取得をしなくても済む方法ということで要望いただいておりますテニスコート2面と壁打ち練習場、それを現在の町民プール全体の敷地内におさまる方向で、今後、具体的に検討を進め、平成30年度、整備できるように今後、予算措置をどこかの時点で議会にお願いするという段取りで進めていきたいと思っております。以上でございます。

8番（中村卓司君）

ありがとうございます。あれぐらいの署名が集まりましたんで、それに中学生、それから小学生、それから一般の方ももちろんですけども、大変頑張っておられますんで、その要望の期待に応えるようによろしく願いをしておきたいと思います。この質問は以上で終わります。

最後の質問をします。

さかわぐるぐるバスということで、試験運転が行われようとしております。その中身について、ほかの議員さんからも質問ありましたので、その実証運転そのものではなくて、それ以外にも何か考える必要がありはしないかという質問です。

といいますのは、せっかく新しいことを始めるのだから、この機会に、この際に、こんなこともやってもおもしろいよね。まじめに、おもしろく。いわゆるキーワードも入れるような、このバスっていうものを考えておかなければならないんじゃないかという、私なりの考えです。

その中身について、いわゆるその委員会ですかね、人数が集まって委員会をしておりますので、その方についての話もあるかと思うんですが、まじめに、おもしろく。が、まじめな方がいいんですけど、おもしろくが足りないように思うんですが、その点何かお考えがありましたら聞かせてほしいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。まじめに、お

もしろく。という点で言いますとですね、今回、実証運行を行うに当たりまして、1台のバス、コミュニティーバスを購入するようにしていますが、そのボディーですかね、ラッピングについてちょっと御説明をさせていただきます。

佐川町地域公共交通会議で検討しですね、委員の皆さんに意見を出していただきまして、この車体のデザインにつきましては、牧野富太郎博士のゆかりのシコクバイカオウレン、サカワサイシン、ソメイヨシノ、スエコザサ、フクリンササユリ、ジョウロウホトトギスなどの植物をボディーのほうにですね、ラッピングをするようにしております。また、あわせましてチームさかわのロゴも同様にラッピングするようにしております、また植物に表情をつけるなど、趣向を凝らしているところでございます。

車体の後方部にはですね、牧野博士のですね、お茶目心から生まれてくるくるまきののマークを大きく描いておりますし、このくるくるまきののデザインはですね、高知県立の牧野植物園よりデータをお借りしまして、ラッピングするとしておりますので、使用する車両はですね、茶目っ気と遊び心が入った、まじめに考えて、おもしろく発想した、みなさんの意見を取り入れさせていただきまして、大変かわいらしく文教の地にふさわしいような車体デザインとなっております。以上です。

8 番（中村卓司君）

交通会議の中で話し合いが十分になされているようで、私が余分なことを言うて申しわけないところもあるんですが、牧野富太郎の形で、そのぐるぐるバスっていうのを運行しようかというふうなことなんですが、大変結構だというふうに私も思います。

ですけど、この際、そのバス自体をもう牧野一式で、何にも、内容もやればどうかなというふうな思いもします。バスの名前も、例えばですよ、富太郎バスとか、公募をするって言いましたんでわかりませんが、全部牧野で押し通す。ほかのことを入れずに、あのバスだけは牧野富太郎で押し通すほうがいいんじゃないかと思えます。

佐川には、田中光顕もおり誰やらもおり、何とかとかいうのを全部押し込んでしましますと、何かぼやけてしまう。だから牧野富太郎一式でバスを走らすんだみたいなことにして、町外の方にもそのバスに乗ってみたいなというふうなバスをですね、したらどうかと

いうふうな思いがありますので、これは何回も言いますけども、交通会議がありますので、それに、別に横やりを入れるわけではございませんけれども、そういったほうがいいんじゃないかというふうに思います。

そこですすね、自分なりに、どういうのがおもしろいかなというのを考えてみました。バスの中のイメージも、テレビ画面をつけて牧野富太郎の思いを町民の人にしゃべってもらうとか、それから運転手さんに、案内するに牧野の知識を知ってもらって車内サービスとかするとか、アナウンスで流すとか、それから停留所の名前、全部花の名前で全部するとか、いろいろそのいわゆる牧野で押し倒す、いうふうなことがいいんじゃないかと思ひまして、少し、これを、牧野の本を前買ってましたんで、武内さんの、これ町長も読んだことあるかもわかりませんが。この本の中に実はおもしろいことがたくさん載ってまして、読むんですけれども。

牧野富太郎さん、子供 10 人ぐらいおって、その道に大変たけちよったそうです。佐川に嫁さんがおって、東京にも嫁さんがおったそうです。2 人。その牧野さん、東京で、22 歳のときに東大に入るんですけど、15 円。給料が 15 円。そのときに、おんなじおった夏目漱石が 66 円だったそうです。15 円というのはね、今の相場でお米に換算すると 15 万ぐらい。だから夏目漱石は 66 万ももらいよったというらしいですよ。

そこで、大変貧乏な学生するときに、向こうで知り合った貸家のお嬢さんと結婚をして、たくさん子供さんができるんですけども、佐川にもお嫁さんがおって、貧乏暮らしをしようとしたときに佐川の嫁さんに金を送れってということで送らしたという、10 年もそれを経過したというふうな話もこの中に載ってます。

そこですすね、何を言いたいかというと、町長は大変顔が広いんで、僕はこんなことをしたらどうかと思うんですが、朝ドラに、牧野富太郎の妻みたいな、朝ドラに組んでくれるようなことをすると、また佐川町も売れるんじゃないのかと。NHKに知り合いが町長おりませんか、偉い手に。頼んでいただいてですよ、そんなのかですすね、山本一力さんに本を書いてもらって、それを売り出すとかですすね、その道を知りませんか。

そういった、いわゆる牧野富太郎でどんどんどんやるっていうのが、一般的に地味なような内容をすると思うんですが、この

本の内容を見たら、めちやくちや地味なようでめちやくちや楽しいんです。まじめに、おもしろくが、まさに牧野富太郎ではないろうかというふうに思っていますが、そういったような、町を挙げての、何て言いますか、やってみる気持ちはありませんかね。その、牧野富太郎を世に売り出す方法をいっぱい考えてみるみたいなことをやってみませんか。どうですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今の質問は地域公共交通からは、かなり外れた部分での質問かと思いますが、やはり佐川町、ブランド戦略と、ブランディングという中で、やはり牧野富太郎博士ゆかりの町、植物の町という切り口は大切だというふうに考えております。NHKの朝ドラにさせていただくといいよねという話も、町内でもしたこともあります。残念ながらNHKに知り合いの方はいませんが、高知支局には知り合いがおりますので、少し、朝ドラはどのような流れでつくられていくのかねと、地域の取り組みってどういうことになるのかねと、そのあたりの話は聞いてみたいなあというふうに思います。

一足飛びにはいきませんが、やはり植物の町という切り口でしっかりと佐川町がPRできればいいなというふうに思っております。以上です。

8番（中村卓司君）

すみません、すみません。公共交通の中からぐるぐるバスがそっち向いてどんどん行きましたけども。

言いたいことは、せっかくぐるぐるバスやるんで、ほかにない、何かおもしろい、その、まじめに、おもしろい。いわゆる何回も言いますけども、そういう部分を入れていく必要がある中で牧野富太郎という部分がという思いがありましたので、話がだんだん脱線していききましたけども、ぜひですね、その中身も十分に検討していただくようお願いをして、交通会議の方にもですね、そんなお話もしていただければありがたいかなというふうに思っております。

いくつかの質問をさせていただきました。大変誠意あるお答えがいただけたと思いますし、6月には高北病院にパネルができてるといふふうにも思っておりますので、その点もよろしく願いを申し上げまして、この場からの質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、8番、中村卓司君の一般質問を終わります。

ここで、45分まで休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

3番、邑田昌平君の発言を許します。

3番（邑田昌平君）

3番、邑田昌平です。通告に基づき一般質問を行います。私の今回の質問では、職員の飲酒運転事故に関する答弁は町長みずから答弁をお願いします。

初めに、昨年10月28日の高知新聞に、佐川町職員が飲酒運転の疑い、高知市で電停に衝突事故と大きな見出しが載っていました。記事によると、佐川町収納管理課の男性係長が飲酒運転による自損事故を起こし、高知署が飲酒運転容疑で任意の取り調べをしていることを町が公表しました、というものでした。

町によると、この係長は22日午後8時ごろから23日の午前3時ごろまで酒を飲み、6時30分ごろまで休息し、その後7時過ぎ、電停の柵部分に追突する事故を起こした。係長は飲酒運転を認め自宅待機中とのことで、横山総務課長は「このような事故を起こし、まことに申しわけない。厳正な処分を行うとともに、服務規律の徹底を図り、町民の信頼回復に努めたい」とコメントしたとありました。

これを見た町民は、事故から5日もたっているのに今まで何をしようとしたかやろうとか、町長がもみ消そうとしたがができんかったやないのかとか、いろいろ憶測が飛んでいました。また、なぜ総務課長が新聞に出るが。町長が謝罪をせないかんがやないか、と不思議がっていました。私もそう思います。そして、その翌日29日の高知新聞には、横浜市で集団登校中の児童の中に車が飛び込み、小学1年生が死亡するという何とも痛ましい記事が載っていました。

この係長が起こした飲酒居眠り運転事故は、たまたま電停に突っ込んだからよかったものの、まかり間違えばこの横浜市の事故から

さらにそれ以上の大惨事になっていた可能性もあります。

そこでお伺いします。この飲酒事故を起こしたという事実を、なぜ5日も公表しなかったのか、また、なぜ総務課長に発表させたのかについて、答弁願います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。今回の事故につきましては、事件につきましては、大変残念でなりません。ただただ住民の皆様にはおわびを申し上げたいというふうに思っております。

ただ、今回の事件につきましては、公務上の事件ではないということ、また私が管理監督責任を負ってる立場として、日ごろ何もしていなければ、それは全く問題があるというふうに思いますが、日ごろから事あるごとに服務規律、飲酒運転はしないようにということは庁議の場ですとか、職員が一堂に集まったときに、繰り返し繰り返し話はしておりましたので、そうは言いましても、私自身まだまだやるべきことがあったのではないかとということで、今回は私初め副町長、あと課長、懲戒処分ということにしましたが、それが今回の事件の、町としての1つの判断とはなっております。

高知県におきましては、県の職員が公務外のところで飲酒運転をしたりとかですね、そういうことあったときに知事並びに副知事、教育長、警察署長ですとか、一切懲戒処分で責任はとっております。公務上の過失があった場合には確実に責任をとってると。懲戒処分を受けてるという形にはなっておりますが、今回は、あくまでも公務外の事故であったということをまずは御認識をいただきたいというふうに思います。

なぜ5日もかかってしまったのかということについて、お答えさせていただきますが、あえて隠そうとしたというようなことは一切ありません。慎重に、まずは事実確認をする。本人から、てんまつ書による報告を受ける。県の市町村振興課並びに警察にもいろいろヒアリングをする。弁護士にも確認をとる。など、いろいろな手続を踏まえて、5日後の発表ということにしました。

逆に、この発表につきまして、警察のほうからは、なぜ発表するんだという連絡も入ってはおりましたが、これはあくまでも町としてしっかりと処分を下すという姿勢でマスコミに対して報道をさせていただきますということで警察のほうにも話をした経緯があ

ります。

なぜ、町長みずからがマスコミに対して報道しなかったのかと、説明をしなかったということに関しましては、まず役場の中でも、私町長、副町長、その次に、役割、責任を持ってます総務課長、役場全体の人事を司る課の課長であります。その課長からまずは報告をさせるという判断をいたしました。最終的に、役場の中での懲戒委員会を経て、役場としてしっかりと懲戒処分を命じるときに、私から改めてマスコミに対しては報道するという判断をとりましたので、このような経緯になりました。以上です。

3 番（邑田昌平君）

そして 11 月 5 日の高知新聞には、飲酒運転で事故を起こした収納管理課の職員を 11 月 4 日付で停職 1 年、主任に降格する懲戒処分を発表したと載っていました。このとき町民は初めて職員の名前を知ったわけですが、公務員は率先して法令を守らなければならないのは当然の義務ですが、特に職員は係長時代、法令に照らして厳しく税金を徴収し、差し押さえをするなど、まるでゲーム感覚かテレビドラマのようにやってきたとのことで、町民は敏感に反応していました。大方の町民は、公務員が飲酒で事故を起こしたがやったら懲戒免職ながやろう、どうしてよ、ということばかりでした。

また町民が、いの町や高知市などで町外で仕事をする建設現場などでも、佐川町は飲酒居眠り事故でも首にならん、えらいのう、ゆるいのうなどと笑われ、情けなくまた恥ずかしかったと言っている人もいました。

こういう事件のたびに新聞に目にしますが、県の職員は大体即懲戒免職、いわゆる首になります。もう随分昔のことですが、私も県の職員時代に、同僚が職員の懇親会の翌日早朝、出勤途中に土佐市の長い交差点の途中で信号が赤にかわったため車を止めたところ、ちょうどたまたまそこに不信に思ったのかパトカーが来て、いわゆる二日酔いであろうが飲酒運転にかわりはないということで、懲戒免職になりました。

今回の件についても、処分の基準について他の市町村の例に参考したという説明があったと思いますが、一番参考にすべきは県の事例ではないですか。人事院勧告で給料を上げるときなど都合のよいときだけすぐ県にならっているという説明を聞きますが、これはおかしいじゃないですか。いずれか都合のよいときだけすぐに県にな

らうという説明を聞きますが、これはおかしいじゃないですか。懲戒免職を受け、職員はこれを不服として裁判となれば、正々堂々と受けて立つべきでないですか。

そもそも懲罰委員会で初めから免職ということは選択肢の中にはなかったのですか。職員の懲罰委員の責任者は副町長ということらしいですが、裁判が遅れるにしても最高責任者は町長です。なぜ、町民が疑問に思っているように懲戒免職にならなかったのか、あるいはしなかったのか。この事件は大変悪質で、しかも常習的にも思います。朝の7時までなれば、交通量も多くなり検問はないということなどを知っている自動車運転をしたという非常に悪質きわまりない事例だと思いますが、町長、答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。懲戒委員会の中でも免職でも仕方がないのではないかという意見が出ておりました。高知県につきましては、今、免職ということに、条例のほうで決まっておると思います。今回の判断につきましては、県の処分についても参考にいたしました。

ただ、日本全国の最近のこの飲酒運転に係る事件についての裁判を見ておりましたところ、免職では厳し過ぎるんじゃないかということで、裁判所の判定がありまして停職というふうに裁判の判決がおりている事例が最近多くなっております。そういう今の社会情勢、裁判所の判断等も鑑みまして、役場の懲戒処分としましては最終的に私が、懲戒委員会からの意見を参考にして停職1年と。これもかなり厳しい懲戒処分ではあります。最終的に私としましては、停職1年という判断をさせていただきました。以上です。

3番（邑田昌平君）

ついでに申し上げておきますが、11月16日にも飲酒運転をしていた県の幡多福祉保健所の女性職員を懲戒免職にしたと報じています。この女性職員は、8時から10時ころまでの間に中ジョッキ半分に満たない程度の返杯の日本酒に口をつけた程度の飲酒をしたとのこと。佐川町の職員が朝まで飲んでいたケースとは全然、状況が桁違いです。また12月9日にも県警本部の巡査長が飲酒運転し、自損事故を起こしたとして懲戒免職となっています。

このように、今や飲酒運転は社会的に大きな犯罪であり、総務省や警察、安全協会など国を挙げて撲滅に努めているところですが、

佐川町は何と緩い。このように飲酒運転は重大な犯罪であり、免職が当たり前となっている時代ですが、どうですか町長、今一度。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。邑田議員のおっしゃることも十分よくわかります。高知県は、条例で決めておりまして、全国的にもこの飲酒運転に関して、県として厳しくやっております。佐川町も県に倣うっていう考え方もあろうかと思えます。今回は、高知県の事例も踏まえ、日本全国の裁判の判決の事例も踏まえ、佐川町として最終的に私が、厳しい、本人にとっては厳しい処分の1つでもあります停職1年という判断をさせていただきました。以上です。

3 番（邑田昌平君）

祝賀会などで町長自身が乾杯の音頭を取った場で、酒のまったい堀見ですということを言っていますが、それはユーモアであり笑いもとても結構と思いますが、しかし、町長自身が会長として招集した会議を病気ということで欠席したようですが、出席者からは、どうも二日酔いで来んがやないがなどという声もありました。よもやそんなことはないと思いますが、もしそうだとしたら、職員に示しがつかなくなつたがが外れっぱなしになるのではないかと危惧します。

ところで町長、この二日酔いというのは病気ということになりますか。町長、見解をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。おかげさまで最近は二日酔いということもないような飲み方ができるようになってまいりましたが、二日酔いは決して病気だとは思っておりません。以上です。

3 番（邑田昌平君）

次に、職員の任命責任のある町長、副町長自身の処分も、町民の間では、あんな飲酒居眠り事故を起こしておいて、たったあればのもんかという声も聞かれます。このことは、12月の議会のとき永田議員が何か同じような質問をしていたように思いますが、この不祥事に対して、過去にさかのぼって町長、副町長、助役はどのような事例でどのような減給あるいは責任の取り方をしてきたのか、わかるだけで結構ですので、答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。佐川町に限ってのことになりますが、特別職が職員の不祥事により処分された事例ということで直近の

3回について回答をさせていただきます。この3回は、いずれも公務上の問題に対する処分ということになっております。

平成17年、高北国民健康保険病院不明金問題の監督責任。町長、減給10分の3、3カ月。助役、減給10分の2、2カ月。収入役、減給10分の1、1カ月。2点目が平成21年広報紙上における個人情報情報の遺漏に伴う監督責任。町長、減給10分の1、1カ月。3点目につきまして平成22年固定資産税の課税誤りに伴う監督責任。町長及び副町長、減給10分の1、1カ月。となっております。以上です。

3番（邑田昌平君）

ところで、飲酒運転を承知の上で、検問のない時間帯を待って運転をし、居眠り事故を起こしたという極めて悪質とも言える職員は自宅待機中、あるいは自宅謹慎中とあったが、私はこれは自宅で反省し、追って沙汰を待つまで待てという意味だと思いますが、町長、どう思いますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。全く、24時間自宅謹慎というふうには解釈をしておりません。以上です。

3番（邑田昌平君）

そして職員は、11月4日に停職1年の処分が決定されたにもかかわらず、11月13日に南国スポーツセンターで行われた柔道大会に出席しているふしがある。また高知市内の夜の繁華街でも職員らしき人物を見かけるという話をよく聞きます。

また、本人自身も、インターネット上で、高松でおいしいうどんを食べたりして有意義な日を過ごしていますなどとアップしている。一体どうなっているのか、本人は、罪を犯したという感覚が全くないのではないか。普通なら、できるだけ人目を避けたいと思うと思いますが、まるで反省などしているようには見受けられません。何か褒美のような、バカンスをもらったようにるんるん気分です。また、休職中はアルバイトも禁止されていると私は理解していますが、町長はどのように伝達しているのか、またどのように指導しているのか、町長、答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほどの邑田議員のお話はですね、事実かどうか私も全く確認をしておりませんので、答弁は控えさせ

ていただきたいと思います。以上です。

3 番（邑田昌平君）

アルバイトができないのは、公務員の兼職が禁じられているためで、停職中もこの規定が働いていると思います。このような悪質極まりない事件を起こした職員が刑事事件で起訴されないようするため、嘆願書を提出する動きがあったと聞きますが、どのようなものであったのか、この行動は町長が指示したものだったか、そうでなければ町長はこの動きをどう思ったのか、全く身内に甘く町民に厳しい堀見町政そのもので、良識ある職員からは拒否されようと聞きますが、町長、副町長も署名されたのか。

また佐川町職員には、町長、副町長を含めて危機管理意識というものはないのか、あるとすればこの程度のものなのか、町外の人から笑われて町民がくやしい思いをしています、これらの点について、町長、答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。なかなか厳しい邑田議員からの御指摘、御質問であります。大変、私も反省をしております。今回の嘆願書につきましては、私が指示をしたものではありません。私は署名もしておりません。先ほど、アルバイトの件、先の質問にお答えするのを忘れておりましたが、しっかりと裁判所での刑が出るまではアルバイトも含めて仕事をしてはならないというふうに伝えております。以上です。

3 番（邑田昌平君）

勤務時間中の署名活動であれば、職務専念義務に違反しこの職員を処分すべきではないか、また役場の備品を使って嘆願書を作成したなら、その領収書があるわけです。その領収書はないものですか。町長、答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。その点につきましては事実確認ができておりませんので、答弁は差し控えさせていただきます。以上です。

3 番（邑田昌平君）

職員は 12 月に起訴されたと聞きました。これは警察が刑事事件として犯罪の裏付けがとれたということだと思います。公務員が起訴されれば、おのずと職務は停止されますが、職員は既に停職とな

っていますので、この件は効力が及びません。しかし、これから裁判が始まります。あるいはもう既に始まっているかも知れませんが、何らかの判決が出ることになります。こうした悪質な飲酒居眠り事故というのは 99%有罪になるとの情報や過去の判例があると聞いています。

そこで町長に伺いますが、職員が禁錮以上の有罪判決になった場合は、職員の身分はどうなりますか。地方自治法第 16 条に該当し、直ちに失職する以外にないと理解していますが、どうですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今、裁判を行っている最中であります。判決が出まして禁錮以上の刑、執行猶予がついても禁固以上の刑でありますと、地方公務員法におきまして失職ということになります。以上です。

3 番（邑田昌平君）

こうした重大な事件を教訓に、横山総務課長の言う服務規律徹底がどう図られているのか、また、町長は二度と不祥事を起こさないように、町民の信頼回復に向け全員一丸となって全力を尽くすと言っているが、一体どんなふうに取り組んでやっているのか、全くわかりません。喉元過ぎれば熱さを忘れる式、旧態依然だと思いますがどうですか。具体的に組んでいるのか、実行性があるのか、町長、答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。二度と起こらないようにというふうに、しっかりとみんなで誓ってですね、今取り組みをしているところでありますが、まず、庁議の場におきまして、各課長に対して課内会で飲酒運転は絶対しないように、服務規律の徹底、綱紀粛正、しっかり、課ごとに課長の責任で話をしてほしいということを言っています。できる限り、毎月毎月、庁議の場で話をしていきたいと、そのように思って今取り組んでいるところであります。

また、年末年始、職員に対して訓示を述べるときですとか、事あるごとに飲酒運転はしないようにという話をしております。先日も役場職員の組合の懇親会がありましたが、その場で、職員のほうからその場に集まっている全員の職員に対して、きょうは楽しい懇親会の場であるけれども、お酒を飲んだら絶対に車に乗らないようにということを、職員も一番最初に話をしてくれておりました。

そういうことが隅々まで行き渡っていくことが、とても大切だというふうに思っております。この取り組みを今後もしっかり続けていくということを行っていきたいと考えております。以上です。

3 番（邑田昌平君）

総務課長の服務規程の徹底を図るということについてですが、職員の勤務時間内の喫煙は余りにもルーズ過ぎます。町民からの声ですが、役場の前の川沿いの道を歩いていたら、ほとんど毎日通るたびに、役場の倉庫付近で職員がたばこを吸っているとのこと。最近はやっと気になるのか、前の道から外れた見えないようなところで吸っている様相ですが、以前と余り変わらないと思います。私も確認しています。

町民の話では、ときには5～6人もたむろしているが、役場の仕事はどうなっちゃうろう。あれはびっしりたばこを吸う休息时间じゃないろうか。民間では仕事が始まる前にトイレも済まし、次の休息时间か昼までトイレにも行けないのが普通です。あれじゃあ1日のうちに何時間もさぼっちゃうがと同じじゃないかよという声を聞きます。

これは、私も見かけたことがあります。例えば、1人が1日10本吸うとして、自分の席を立て戻ってくるまで10分かかるとして、約100分です。昔は机の上に大きな灰皿がありましたが、今はそうはいきません。この100分時間は仕事はできないし、ほぼ毎日のことです。たばこを吸わない職員とでは、勤務時間に大きな差が出てくる。それでも給料は同じように払われ、町長、このような職員格差は喫煙家の特権と言えるのですか。職員の中には不満が出るのも当然だと思いますが、どうですか、町長。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。喫煙につきましては、以前にも御質問をいただきました。国や県の取り扱いも、検討に入れました。その中で、庁議の中でも議論をしました。現時点では、最終的には喫煙につきましては、勤務時間中の休憩の中でとるコーヒーですとか、お茶を飲むとかですね、そういったことと同じ扱いということで、喫煙をしてはいけない、業務時間中に喫煙をしてはいけないということにはなっておりません。これは国も県もそのようになっております。

だらだらと喫煙をすることのないように、業務時間中に喫煙をす

ることはやむを得ないが、それは権利として認めるが、決して、住民の皆様から、喫煙ばかりして仕事をさぼっちゃうと言われないように、しっかりと自覚を持った上で職務に当たってほしい。喫煙をしてほしいということは伝えてあります。以上です。

3 番（邑田昌平君）

また、町民の血税を預かりながら、住民に不信感を抱かせるような状況をそのままにしておいて、服務規律の徹底、全員一丸となって全力を尽くすなどということは、それこそ、

議長（藤原健祐君）

邑田議員、先にこっちのほうを。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。佐川町職員の服務規程というのがございまして、この2条には、「職員は、町民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実、公正に、かつ、能率的に職務を遂行するよう努めなければならない。」また9条には、「職員は、勤務時間中みだりに所定の勤務場所を離れてはならない。」また「職員は、勤務時間中一時所定の場所を離れるときは、上司又は他の職員に行き先を明らかにしておかなければならない。」というふうに定められております。

今、町長が申しましたとおり、勤務時間中ですね、たばこにしたり、コーヒーにしたり、座席を、席を離れるときには上司に一声かける、もしくは職員にかける、そして長居はしない、すぐに戻ってくるというふうなことで対応しておりますけれども、今のところたばこについて、喫煙をだめというふうな形にはしておりません。以上です。

3 番（邑田昌平君）

町民の血税を預かりながら、住民に不信感を抱かせるような状況をそのままにしておいて、服務規律の徹底、全員一丸となって全力を尽くすなどということは、それこそ絵に描いた餅なのではありませんか。

このようなことを1つとってみても、緩い佐川町役場を象徴しているように感じていますが、どうですか町長、再度、答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私の至らないところがあることも承知はしております。ただ、私が町長になってから今まで職員ができ

ていなかったこと、意識をしていなかったことを改善をするように、結構厳しくいろいろ言っております。それも、私から一方的に命令するのではなくて、こういうところの仕事の仕方、こういう部分、仕事の仕方、問題はありませんか。どうしたら改善できますかっていうことを、できるだけ職員の皆さんに考えてもらうようにしています。

邑田議員の発言、御質問もよくわかりますが、私が甘いからとかですね、私が緩いからとかですね、あたかも私がそのような職務執行をしているかのような発言は、ぜひ控えていただきたいと、そのように考えております。

私は、住民の皆様から何か言われて、後ろめたいような仕事の仕方は一切しておりません。その覚悟を持って、町長として職務に当たっております。足りないところは足りない、反省をして、しっかりと取り組んでいきたいと考えておりますが、ゆるゆるで、甘くてやっているということはありません。

過去の皆さんがどのような職務をされてきたかわかりません。役場の幹部職員もどのように職員を指導してきたのかもわかりません。ただ、私から見て改善すべきところは、しっかりとこの3年半改善をしてきているという自負はあります。

多くの住民の皆さんも、この議会の話を聞かれると思います。しっかりと、私は、どのような姿勢で仕事をしているのかということ、広く住民の皆さんにもお伝えをさせていただきたいという思いで、このような発言をさせていただきましたが、改めて説明をさせていただきますと、今までと比べてもかなり厳しくやっているという自負はありますし、他市町村と比べてもかなり細かく、住民のために、住民目線で仕事ができるようにということで職務改善に取り組んでおります。

職員も一生懸命仕事をしてくれております。その自負はあります。ぜひ、よろしくお願いします。ありがとうございました。

3 番（邑田昌平君）

いずれにしても、職員をしっかり管理していただいて、町民が恥ずかしい思いをしないようにしてください。特に、副町長には、事務方の責任者としてしっかりしていただきたいと思います。以上で、この質問は終わらせていただきます。

副町長（村田豊昭君）

邑田議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。先ほど、町長の危機管理の問題、副町長も含めて名前を挙げておりましたけれども、議員さんの御指名が、町長に答弁願いますということで、控えておりましたので。

まず、1つの問題につきまして、今回の事例は職員として、一般的に考えまして恥ずべき行為であることはもちろんのことでございます。ただ、庁内の職員管理においてでございますが、1つの考え方として、職務に関しての部分と私的な部分と問題があります。交通三悪は、世間の常識からしても、当然、常識的にもいかない部分でございますので。

今回の流れの処分について、まず行政が処分する行政処分、懲戒委員会もそうですが、その事例に対する行政処分、それを超えた部分は、御存じのように司法処分がございます。普通の場合、小さな事例でしたら、行政処分をしたままで、検察当局、いわゆる司法当局が検察のほうへ送致しない場合はそれで流れる場合もあります。今回の場合は、検察のほうで裁判のほうへ、いわゆる司法処分もやるということで、今、裁判をやられてます。

私どもが懲戒委員会等々できるのは、弁護士さんとも話をしましたし、いろんな、県とも、市町村振興課とも話をしましたし、いろんな事例を調べた中で、行政処分としてやれることの最大の停職1年というのを、いろんな委員さんの意見、課長さんが委員ですが、懲戒委員会で言って最大の処分をしております。そこから後の部分は、今度は司法処分へ移って、今、それが進行しているところでございまして、議員も申されました地公法16条の2において、司法処分で禁固以上の刑云々が出てきますと失職するという流れになるところでございますので、そういった流れに従い、県下の事例、いろんな事例も検討の上対処したのがそういうことでございますので、それなりの対応はしているつもりでございますので、御答弁をさせていただきます。以上です。

収納管理課長（西森恵子君）

今回の事件は許されるものではなく、弁解の余地はございません。直属の担当課長として大変申しわけありませんでした。

日々の業務に当たっては、本課のおかれている立場から、法令遵守の大切さを本人も一番よく熟知していたと思います。しかし、このような事件が発生し、皆様や町民の方々に多大な御迷惑をおかけ

したこと、残念に思います。

二度とこのようなことが起きないように、公務員として一層のコンプライアンスの確立に向けて、また失った信頼を再構築できるように、部下の指導をしてまいります。本当に申しわけありませんでした。

3 番（邑田昌平君）

それでは、次の質問に移りたいと思います。

みんなでつくる総合計画について、であります。2千万もの大金をかけて、なぜ京都の学芸出版社につくらせ、全戸に配布したのですが、どうして2千万もかかったのかはわかりませんが、それは今回は別にして、第5次佐川町総合計画が平成28年からスタートし、この計画は、現在の課題を1つずつ解決していくことで、10年後の佐川町のあるべき姿に近づいていく、そのような計画であると理解しています。

その中には、具体的な施策として45の施策が示されておりますが、特に、施策26から施策31までの健康と福祉に関する施策に対して質問させていただきます。

計画の中で、平成37年には人口は現在の1万3,455人から1万1,768人に減少し、高齢化率は現在の37.6%から42.3%になるとされています。私自身は、全国のあの自治体でも指摘があるように将来推計に関しては見込みが甘いと思います。人口は2割以上減少で、1万人。高齢化率は50%となるのではないかと考えています。つまり町民の2人に1人は高齢者となるということです。これは町全体の数字ですが、集落によっては高齢化率100%になるところも出てくると思います。既に消滅した集落もありますし、もう消滅寸前の集落もいくつかあります。

また、平成30年度には、介護保険と医療保険の同時改正があり、29年度は、第7期高齢者福祉計画、介護保健事業所1号計画になります。このことを踏まえた上で町長にお伺いします。町長自身が描く健康と福祉に関する将来像に関して、取り組んでいる、あるいは取り組もうとしている具体策をお聞かせください。町長、答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。健康とその後の言葉が少し聞き取れなかったものですから、もう一度質問をおっしゃっていただいても

よろしいですか。

（「健康と福祉です」の声あり）

お答えさせていただきます。まず、健康はですね、自分で取り組む健康と、地域の人で支え合ってつくっていく健康と、地域で本当に面的に広げていく健康といろいろあるかと思いますが、それぞれのステージといいますか、自助、公助、共助、この部分を健康の分野においても、しっかりと広げていきたいというふうに考えております。

今、実施してきている事業につきましては、地域ケア会議を実施しております。あと、認知症の初期集中支援チームの編成をして、今、清和病院と委託契約を結んだ中で取り組みをしております。認知症サポーターの養成講座の実施もしております。あと、特定健診の受診率の向上に向けての取り組みもしております。あと、もうずっと長い取り組みではありますけども、生き生き百歳体操ですとか、サロンの取り組みですとか、いろいろな形で健康と福祉の向上に向けて取り組みをしております。以上です。

3 番（邑田昌平君）

今現在、町内特に黒岩や尾川など周辺部地区では、高齢者だけの世帯や一人暮らしの世帯が増えており、また若者世代は地区から離れていく一方で、そこに住む人たちの助け合いや草刈り、道づくりなど、共同作業によって支えられていた地域の暮らしが崩壊の危機に陥っていると言ってもいい状態です。そこに住む高齢者たちは、買い物もままならず、病気になっても病院に通院する足にも事欠く人もいます。またこれから先、生活の不安を感じているという声もよく聞きます。国の進める包括ケアシステムは、地域のこのような現状を改善する上で大変役に立つものだと私は思います。

そこで、町長にお伺いします。佐川町総合計画の施策 30 には地域の力を引き出す地域包括ケア体制の整備がありますが、どのような体制を目指しているのか、具体的にどのような取り組みを行っているのか、また行おうとしているのか、答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今、地域包括ケアの体制整備に向けて、関係各所、高北病院ですとか社会福祉協議会、その他民生委員さん、いろいろ体制の構築に向けて取り組みを進めておるところであります。

具体的な内容につきましては、健康福祉課長のほうから、今から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

邑田議員の御質問にお答えさせていただきます。この、町の総合計画、これの施策、番号でいきますと 30 ということで、地域の力を引き出す地域包括ケアの体制整備ということで、1つ、くくりをさせていただいておりますけれども、この中身といたしましては、3点、まずあります。

1つ目は、地域ケア会議の活用の促進。それから2つ目として、認知症患者の本人それから家族への支援の体制の充実。そして3つ目として、地域ぐるみ体制の強化ということで、3点挙げています。その3つに従いまして、具体的な取り組みについては、先ほどの町長の答弁と重なるところもございますけれども、申し述べさせていただきます。

1つ目は、地域ケア会議の活用促進ということで、平成 27 年度から健康福祉課においてですね、地域ケア会議。これは介護保険の要支援者ですね、ケアプランというものがございまして、この1件1件検証いたしまして、かかわっている専門職のレベルアップでありますとか、あと地域の課題、こういった社会支援が足りないかというようなものの情報の共有、課題の共有ということをしております。これは現在では、佐川町においては二月に1回、実施をして、ケースの検討を重ねている。これが1点です。

そして2つ目の認知症患者の関係ですけれども、これは先ほど町長が言いましたが認知症の初期集中支援チーム、これは昨年7月から清和病院と委託契約を結びまして稼働体制をとっております。これは認知症の初期の段階あるいは疑われる方御本人はもちろんですが、御家族の方の相談を受けてですね、集中的にケアの体制をとっていく。専門職による家庭の訪問であったり、場合によってはドクターの意見を聞いてですね専門的な機関へつないで、集中して対応する。これは認知症の対応については、初期の対応が非常に大事ということからですね、取り組みを進めているところです。あとは認知症のサポーターの養成講座、認知症の方を支える地域ぐるみで支えるサポーターの養成講座。それから講演会といったものも行っていきます。

あとは、3つ目に地域ぐるみの体制の強化ということですが

も、これについても在宅療養いわゆる病院等から出てですね、在宅での療養をするにはいろんな専門機関の支援といいますか、かかわりが必要になってきますが、こういったところについてはこの管内では町立の高北病院、こういった高北病院と、あと私たちの健康福祉課の地域包括支援センター、この職員たちが中心になって、退院するためのスケジュールといいますか、退院スケジュールの構築、システムの構築っていうのを取り組んでおります。これを平成 27 年度まで行っておりますが、平成 28 年度からは地域包括支援センターが中心になって、在宅療養に向けてどういう課題があるかということの研究検討する協議会を持っています。こういうところ、あるいは相談支援体制の充実ということであれば、社会福祉協議会にあります安心生活支援センター、これとの連携を図って地域ぐるみで、認知症患者はもちろんですけれども高齢者の方々の支援を行っている、いうところがございます。現在、そういった取り組みを具体的に進めているところです。以上です。

3 番（邑田昌平君）

私は、この仕組みをつくり上げるためには、強いリーダーシップが必要であると思います。なぜかという、この仕組みは病院や施設、介護サービス事業といった医療、介護連携ばかりでなく、衣食住にかかわる多種多様な事業の連携が必要であり、また高齢者ばかりに目を向けるのではなく、他市町村に見られるように地域包括ケアの仕組みを子育て支援の仕組みと組み合わせてみるとか、そのような独自性が不可欠であると考えているからです。病院や介護事業所などの関係者からの話を聞きますと、地域包括ケアの必要性、有効性は十分わかっているが、他業種へのアプローチが大変難しいなどと声を聞きます。

私は、この仕組みをつくり上げるためには、行政が強いリーダーシップを発揮する以外にないと考えています。行政の強いリーダーシップのもと、明確な目標を定め、包括支援センターを核として他業種をまとめ上げることが成功につながる道だと考えていますが、答弁を願います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この地域包括ケアシステムは、もちろん行政だけではなかなかできない。いろんな社会支援、また他職種の方の連携をもって構築していかなければならない。また佐川町だけでは

取り組みも限界があるところもございます。

先ほど言いました例えば初期集中支援チームでは、清和病院とチームを組んでおります。そういう中で、今までなかなか話ができなかった例えば現場レベルでの保健師であるとか、あるいは清和病院さんでいきますと看護師さん、そういった現場レベルでの話もかなりできるようになっております。それから高北病院はもちろんのこと、いろんなその地域包括支援ケアシステムを構築するためにどういうふうにしていったらいいかということは、さまざまな協議会でも話をしております。

そういう中で、やはりこの在宅医療とか介護連携の問題について、市町村がやはりリーダーシップを持ってやっていかなければならないというふうにも考えております。そういう中でいろんな取り組みを今、確実に進めているところでございますので、御理解いただきたいと思えます。

3 番（邑田昌平君）

地域包括ケアシステムは、捉え方によっては子育て施設や雇用創出につながるものだと思いますので、行政の強いリーダーシップを発揮していただきたいと思います。町長、最後に答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。邑田議員のおっしゃるように、行政のリーダーシップ、とても大切なことだと思っております。行政としてしっかりと方向性を指し示して、関係各機関と助け合いながらしっかりと手を取り合って、同じ方向を向いてベクトルを合わせて、しっかりとこの地域包括ケアに取り組んでいけるよう、佐川町として、執行部として、取り組んでいきたいと考えております。ありがとうございました。以上です。

3 番（邑田昌平君）

質問を終わります。

議長（藤原健祐君）

以上で、3 番、邑田昌平君の一般質問を終わります。

ここで、食事のため 1 時半まで休憩します。

休憩 午前 11 時 40 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

1 番、下川芳樹君の発言を許します。

1 番（下川芳樹君）

1 番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て通告に従い、第 5 次佐川町総合計画の内容について質問をいたします。

質問の前に、加茂地区で本年 1 月から 2 月にかけて開催された新年度計画策定のためのワークショップの取り組みについて、一言私見を述べさせていただきます。

本年 4 月より、よりよい加茂地区の実現を図るため、建築が進んでいる集落活動センター加茂の里が、いよいよ開所いたします。せっかくできたこの施設を地域のために有効に活用するには、開所と同時に地域で実施していく事業の具体的な中身を住民みんなで話し合い、みんなで計画し、みんなで実行していくことが大切です。

そこで、新年度の事業計画、加茂地区アクションプランを作成するに当たり、本年度より連携を進めてきた県立大学の先生方を中心に、県や町の職員の皆さんにも御協力をいただき、多くの住民の皆さんに参加していただけるワークショップを開催することといたしました。

これまで話し合ってきた加茂地区活性化計画の内容を振り返り、実現可能な最優先事項を絞り込んでいく作業を行いました。県立大学と加茂の里づくり会との協働では、大学の持つ専門的な知識や学生参加で生まれる外からの力が地域内の力とうまく組み合わせることで、新しく完成する集落活動センターを活用して、地域で活躍できる組織づくりや人づくり、新しい商品の研究や具体的な販売方法の話し合いなど、これまでになかった新たな取り組みも始まり、将来に向けた希望の花も膨らみ始めています。

今回の取り組みで、特に力強く感じたことは、役場職員の活躍です。女子力が弱い加茂地区に女子会をつくる計画が持ち上がり、大学の事務局や県の地域支援員さん、健康福祉課の皆さん、加茂地区の女性職員の皆さんの御協力を得て、地域への働きかけを進めていく計画づくりを始めました。

その流れから、今回のワークショップへの取り組みにも御参加いただくことができました。3 回のワークショップは、より多くの女

性の参加を促すため、土曜日の午後に開催することといたしました
が、近年の就労事情では土日の勤務も多く、期待するほどの参加を
得ることができませんでした。

しかし、貴重な休日をこの会のために割いて参加していただいた
女性職員の皆さんのおかげで、本当に充実した穏やかな話し合いが
できました。参加された住民の皆さんも、心強く、またうれしく、
楽しく感じておられたように思います。本当にありがとうございました。
役場職員の持つ力の大きさを、また女子力を強く感じつつ、
心よりの感謝の気持ちと今後の御支援もあわせてお伝えを申し上げ
まして、3月定例会の質問に入りたいと思います。

初めに、第5次佐川町総合計画の中で、教育分野の施策について
お伺いをいたします。

平成28年度から始まった第5次佐川町総合計画は、大きく7つの
分野で構成されています。それぞれの分野別に計画されたその中身
は大変すばらしく、私も佐川町民の1人としてその実現に力を注ぎ
たい、10年後の佐川町は、この計画のようにありたいと、日々熱望
しているところであります。

しかし、佐川町加茂地区においては、この計画の実現が難しいと
思われる分野があります。それは、教育に関する分野です。皆さん
も御存じのとおり、加茂地区は昭和30年2月の町村合併のとき、日
高村と佐川町に分村した経緯があります。旧加茂村にあった小中学校
は、地元住民の強い思いから、そのまま地域に存続することとなり、
2つの自治体をまたぐ校区の設定を行ったことから、全国的にも
珍しい学校組合立の小中学校として、その歴史を刻んでまいりま
した。

このような形態で実在する学校は、私が調べたところ高知県では
1カ所、全国でも13カ所しかない大変珍しいケースです。加茂地区
には、日高村、佐川町、いずれの教育委員会にも属さない独立した
教育委員会があり、両町村から選出された教育長、教育委員により
委員会が運営され、両町村の加茂地区から通学する子どもたちへの
教育に取り組んでいます。

学校組合の運営についても、両町村から各首長、各議会議長、両
地域の議員各1名が参加し構成する学校組合議会により予算や方針
を決定して、単独自立の道を進んでまいりました。

このような実情もあり、それぞれの自治体が策定した総合計画の

中の教育分野を加茂地区で実現するに当たり、双方の子どもたちが混在する中での煩雑な調整作業や双方保護者間の合意を得る必要など、現実への道は大変厳しいものがあると私自身承知しております。しかし、同じ佐川町に暮らす住民として、佐川町加茂地区に育つ子供たちに、少しでもこのすばらしい総合計画を共有する機会をつくってほしいと考えるところからの質問です。

初めに、第5次佐川町総合計画の策定に当たり、佐川町においてこのような状況が加茂地区にあることを把握され、教育分野における町村間それぞれの総合計画の調整や学校組合との協議が行われたのか、また何も行われていないのであれば、その理由についてお答えをいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

私のほうからお答えさせていただきます。この総合計画は2年間かけて検討してまいったという過程がございます。そして、教育分野につきまして、佐川町内でさまざまな町民の皆さんの御意見、また教育分野に限らずいろんな分野で御意見を伺っております。

そして子供たちの意見も聞く場を設けて、事務局であるチーム佐川推進課のほうで原案を作成して、それに対して教育委員会の意見を出すと、そういったことを繰り返して現在の計画が仕上がっております。

そういった中で、私ども教育委員会から、例えば、いろんな施策を進める中において学校組合との調整、あるいは学校組合と協議したりとか、そういったことはこの計画の策定に至るまで行われておりません。佐川町の各小中学校、基本的にそういった子供たちを念頭に置いた中で、私どもとして総合計画の策定に携わってきたということでございます。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

教育長の教育委員会としての分野でのかかわりの中では、教育委員会が管轄する小中学校についての取りまとめはされているが、教育委員会が違う加茂地区、佐川町の加茂地区の子供たちが通学する加茂小中学校についての意見については聞いていないというふうなことでよろしいでしょうか。

あと、チーム佐川取りまとめの上でですね、事業を推進されてきたわけなんです、このように、佐川町、日高村、お互いに共通の課題でありますそれぞれの町村の教育委員会に属さない学校が、お

互いにその境界線上にあるということは認識され、この計画づくりの中でそういうことについての検討がされたのかどうなのか、お答えをいただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。もちろん、加茂小中学校のほうで、未来づくりサロンということで、策定する前にですね、加茂の中学校のほうでワークショップを開催させていただいて、子供たちのほうから加茂地区についてのいろいろな意見等も出していただきました。その意見を今回のこの総合計画にもいくつか反映をさせていただいております。

そういった意味で、事務局との調整というのは、そのワークショップを開くときにですね、日程調整をしていただいたということで、先生方も未来づくりサロンにおきましては参加をしていただいて、手助けをしていただいて進めております。その中で、子供たちの意見を反映させていただいていると思っております。

1 番（下川芳樹君）

策定を推進するチーム佐川推進課においては、加茂地区の学校において未来づくりサロンを子供たちを対象に行い、その中には教職員も参加をして一緒に計画づくりに参加したというふうな経緯があるというふうなお答えでよろしいですね。

私には、佐川町加茂地区の子供たちに、佐川町の未来を引き継ぐ次世代として、ぜひ共有してもらいたい総合計画の施策があります。それは、施策番号1の佐川オリジナル教育による学力の向上、2の地域資源に学ぶふるさと教育の推進、3の地域ぐるみ教育の体制づくり、であります。

その施策に盛り込まれている佐川町独自のふるさと教育や地域の資源の活用、地域の人材を生かした取り組みこそが、加茂地区で共有したい内容です。自分が生まれたふるさとの人や自然、歴史、文化に愛や誇りが持てる独自の地域教育こそが将来のまちづくりを担っていく次世代にとって、最も大切な心の部分をつくっていくと私は考えます。

まず、総合計画の策定に当たり、教育分野で携わってこられた教育長にお尋ねをいたします。加茂と佐川、それぞれの教育委員会で立場の違いはあっても、同じ佐川町に育つ子供として共有したらいいなあと思われる総合計画の教育施策はありますか。現在共有して

取り組んでいる内容も踏まえて、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。基本的な部分で、現在、加茂小中学校と佐川町の小中学校の子供たちがやっている事業がいくつかございます。まずその、実際に今現在、連携共同という言い方がいいんでしょうか。一緒にやっている事業を申し上げますと、少年の主張佐川大会、また佐川町人権フェスティバルの人権まちづくり意見発表会、それから中学３年生の職場体験学習、これは一緒にやっております。それからもう少し幅を広げますと、日高村、学校組合、佐川町、そして越知町という４つの教育委員会が一緒にやっている事業もたくさんございます。その代表的なものを少し申し上げますと、子供が絡んでいる部分で言えば、小学生の陸上記録会、水泳記録会、こういったものを一緒にやっております。

また、教職員、学校との関係で言えば、学校事務の共同実施、そして中学校教科ネットワーク構築事業というものがございまして、それぞれの教科の先生方が一緒になって研究事業、実践交流、教材研究等を行っております。

また佐川町、私どもが所管しております佐川町地域支援ネットワークでは、加茂地区の子供たち、もっと幅広く大人も含まれる場合もありますが、そういった、なかなか厳しい児童生徒、家庭への支援、そういった面もやっておると。

これが現在、現実にやっておるところでございます。そういった中で、現在掲げられております施策１から３、この中で、それぞれの教育委員会独自の考え方がありますので、私どもから、これをやったらいいよということとは言えないと思っております。

ただ、確かに、総合計画という大きなものについては、佐川町が策定したというものがございます。一方、教育委員会においてつくれる計画がございます。これが教育振興基本計画でございます。私ども、今、本年３月を持って策定するということで進めておりますが、その教育振興基本計画は、当然、私ども今現在の第５次佐川町総合計画の教育分野、それをしっかりと踏まえたもので今策定をしております。

学校組合におきましても、佐川町の総合計画であったり、あるいは日高村の総合計画、そういった部分の教育分野をしっかりと受け

とめた日高村学校組合の教育振興基本計画を策定すると。そういった方面で、それぞれの町村の取り組みを学校組合の中で取り入れていくと、いうな視点があってよろしいのではないかなあというふうに感じております。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

教育基本計画の中に、日高村、佐川町、それぞれの総合計画の中にうたわれている教育分野の内容について、学校組合立の教育委員会の基本計画を策定するに当たり、盛り込みがあるであろうというふうなお答えだと思います。

先ほど質問をさせていただきましたその3つの施策の中で、同じ佐川町の住民として通っておられる子供さんに、これだけはちょっと、佐川町の子供として一緒に取り組んでみたらいいなあ、これをやることによって、その総合計画自体の一体性といいますか、教育分野の中でも、これは一緒に考えていただいたらいいなあという部分、教育長のお考えでよろしいですので、ぜひ、教えていただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。これは今特に佐川町が、この総合計画あるいは今策定しております教育振興基本計画の中でも、やはり、ふるさと教育という視点を非常に大事にしております。佐川の小中学生はしっかり地域資源を活用してふるさとのことを学ぼうということをやっております。

また、この町内にございます佐川高等学校も同じく、さくら咲くプロジェクトと題しまして地域学習、これは佐川町だけではなく、校区であります日高村、佐川町、越知町、仁淀川町と、この4つの地域学習を今しっかりやっております。そういったことを踏まえますと、加茂の子供たちにもやはり、ふるさとを知る学習、それはしっかりやっていただくということが大事ではないのかなというふうに感じております。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

私の考えと同じでございます。ふるさと教育、本当に大事だと思います。佐川の歴史を振り返ってみても、総合計画の中にも書かれておりますが、やはり、人、歴史、文化というものが、その世代ごとの人間を育てることによって、佐川町が文教のまちと呼ばれるような礎となっているというふうに感じております。

同じ佐川町に住み、同じ総合計画を同じ視点で考えて、同じように実現していきたいというふうに考えている御父兄の皆さんもおられると思います。子供さんの中にも、やはり佐川町に生まれた以上は、そういう特別なふるさと教育、自分の地域にしっかりした愛着が持てて、誇りが持てて、そういうふうなところに生まれてよかったなあ、将来は、この地域のためにぜひ役に立ちたいなあっていうふうな、そのような考え方を上手に醸成していくような教育というのは本当に必要だと思います。

そこで、この総合計画、やはり教育委員会がつくったものでも何でもなく、町が町の指針として、佐川町がこうあったらいいなあっていうことで、佐川の子供たちがこのような子供たちになったらいいいなあっていう視点の中で、町長のほうにお尋ねを申し上げます。

町長が総合計画の中の教育分野で、佐川町加茂地区の子供たちにもぜひ取り組んでもらいたいと思う内容がありますか。あればですね、ぜひ、その実現のために加茂地区の教育委員会、学校組合とですね、調整をしながらですね、その実現を前進させていく努力をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょう。

町長（堀見和道君）

御質問いただきまして、ありがとうございます。下川議員のおっしゃるように、加茂地区の子供たちにも、佐川町の考える教育と一緒に学んでいただきたいなあという思いを持っております。

先ほど、教育長からも話がありましたが、佐川のふるさと教育、この教育については、組合立の加茂小学校、中学校の子供たちにも、できれば学んでいただきたいなあというふうに思っております。特に、佐川町に誇りを持っていただける、佐川町の素晴らしさをしっかりと腹に落としていただく、そのための教育をしていきたいと、そのように考えております。

また、佐川町のオリジナル教育ということで、今、尾川小学校で取り組みをしております総合学習の時間で、10時間、今年度は取り組みをしました佐川ロボット動物園。これ、ものづくり、プログラミング、電子工作の勉強をする事業になりますが、これも加茂地区の子供たちにも同じように学んでいただきたいなあというふうに思っております。

再来年度以降、佐川町内の各小学校でも、総合学習の時間で取り入れていただきたいなあということで、教育委員会並びに校長先生方

には話しかけをしております。その中におきまして、日高村とも協議をし、また組合立の教育委員会でも協議をして、できれば、日高村、佐川町と加茂小中学校、全てにおいて、そのプログラミングを地元の木を使って学べる。そういう教育を受けさせてあげられればいいなあというふうに思っております。

総合計画をつくるときに、組合立の教育委員会に、教育分野に関しては、こういうことを考えてますということで、少し目を通してください。何か意見があれば教えてくださいという、その人手を足らすといえますか、そういう努力が少し欠けていたなあということを反省をしております。

今後、教育施策を進めていく上で、日高村、村長さんとも教育長さんともしっかりと連携をとりながら、日高村と佐川町の子供たち、加茂小中学校の子供たちがすばらしい学びができるように連携を取りながら、しっかりと前に進めていきたいと考えておりますので、ぜひまたお力添えをよろしくお願いいたします。以上です。

1 番（下川芳樹君）

大変心強いお言葉をいただいたというふうに感じております。加茂地区は、昭和の分村以来 62 年間、日高村、佐川町の影響を受けつつ、その歴史を刻んでまいりました。保育園は、日高村、佐川町が双方にあり、小学校で初めて友だちとなる日高と佐川の子供たち。小中学校はともに過ごし友情を育むことができますが、成人式や地区民運動会で顔を合わせることはありません。

地域からは昭和の時代に分村、村を分けた先輩方への恨み言を聞くこともあります。加茂は佐川じゃないがかえと大声で叫びたくなる、日高の加茂でも同じような声を聞くことがあります。でも決して悪いことばかりではありません。双方のよいところを吸収できるということです。佐川や日高のよいところを大いに吸収できますよう、今後の取り組みを期待いたしまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、産業と仕事分野の施策番号 8、自伐型林業を核とした林業の推進による雇用づくりについて質問をいたします。

自伐型林業への取り組みについては、平成 26 年度から地域おこし協力隊による事業の展開が進み、毎年度ごとの採用で、事業にも人員にも厚みができたように感じています。また 3 年目を迎えた隊員 3 名が順次退任し、地域に定住することになっていると町長の行政

報告にありました。

退任した隊員は、林業を含めた仕事をしていく予定で、今後の地域での活躍が期待されるとのことでした。その一方で、これまで複数回質問をさせていただいた退任後の自伐型林業での生活ですが、経済的に自立してこそ地域での活躍が期待でき、今後の支援策が、退任される隊員の人生や地域の活性化の行方を大きく左右するところではあります。

そこで、初めに、総合計画に掲げた施策の取り組みについて、現在確定している具体的な内容まではいかなくても、決まっている内容についてお伺いをしたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。施策番号 8、自伐型林業を核とした林業の推進による雇用づくり。そこにはその 5 つの取り組みを掲げております。

その内容につきまして、まず 1 つ目の取り組みとしまして、林家のスキル向上の場づくり。これにつきましては、担い手の育成目的としまして、平成 26 年度から各種研修を実施しております。

担い手の育成目的としまして、町内の山林所有者や林業に関心のある方を対象とした研修会、そちらではチェーンソーの取り扱い講習を初め、林業初心者でも山林整備ができるようになるための基本的な内容についての研修を継続して実施をしております。また、高知県林業学校の短期課程の紹介とか、ステップアップに向けた研修なども開催をしているところです。

2 つ目の取り組み。自伐型林業に従事する地域おこし協力隊の雇用についてです。

平成 35 年度まで毎年 5 名程度を継続して採用し、任期となる 3 年間で林業に必要な知識と技術を身につけていただいた上で、任期満了後は町内の山林を整備する核となる人材になってもらえるように支援をしております。

3 つ目の取り組み。放置されている山林資源の一元管理、整備についてです。

山林資源の情報管理につきましては、本年度構築をしております森林情報システム、森林 I C T プラットフォームで、樹種や材積などの木の情報、それから土地の登記名義人や境界などの情報、さらに間伐や作業道敷設などの施業情報などを一元管理できるように

なります。これまでよりも効率的な山林管理が可能となってきます。

このように、山林管理情報の把握を進めていくなかで、放置されていることが判明した山林につきましては、町のほうで 20 年間管理者として管理していく契約の締結を今、進めております。山林の集約によりまして、効率的な森林整備ができるように取り組んでいるところです。

4 つ目の取り組み。林業従事者への支援体制強化についてです。

山林の整備と経営を両立をさせる上で必要不可欠となる高密度な路網整備を進めるための町単独補助、それから新たに林業を始めた方が活用しやすい林業機械のレンタル補助を継続していくことで、林業従事者の費用負担が大きくなる時期を、支援をしてまいります。

それから最後に、5 つ目の取り組みでございます。森づくりの普及・啓発活動の推進についてです。

町民の方に、山林や木に興味を持っていただけるような普及・啓発活動を実施しています。本年度は、黒岩保育所の建設に合わせまして、柱となる木の伐採ややすりがけなどの体験活動を園児と一緒に行ったところ、興味を示す子供が多数おりました、小さいときから山や木に親しむ木育の重要性を再認識したところであります。

来年度からは、出生時に町内産の木を使用した新生児用のおもちゃをプレゼントするウッズスタート事業というものについて、取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

項目別に詳しい説明をありがとうございます。次に、林地集約事業について一步踏み込んだ質問をさせていただきたいと思っております。平成 29 年度からは、毎年度退任する協力隊員が出てまいります。これらの隊員が、自伐型林業により生計を立てていくためには、生活の基盤となる林地の集約が欠かせません。平成 28 年度から始まった各地区での林地集約の目標面積と、斗賀野地区で 90 ヘクタールを超える実績の取り組みができたというふうな報告がございました。その内容について、お伺いをしたいと思っております。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。林地集約事業の目標面積ですけれども、数値目標としまして、平成 37 年度までに 1 千ヘクタールとしておりまして、毎年 100 ヘクタール以上の集約を目指して取り組んでいるとこ

ろでございます。

その集約につきましては、まずはその所有者の方に対しまして、アンケート形式によりまして、山林管理状況それから今後の予定などをお伺いして、町に山林管理をお願いしたいという回答をいただいた方につきましてまた詳しいお話を聞きまして、集約のほうを進めていくようにしております。現時点で 90 ヘクタールを超える山林が集約できております。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

御説明の中に、目標年度は 37 年までに 1,200 ヘクタール、1 千ヘクタールですか。1 千ヘクタールの目標面積を集約していくと。毎年度 100 ヘクタールくらいの目標を持って集約をしていくというふうな内容でございました。アンケートによって、林地所有者の方の御意見を聞きながら、集約作業を進めているというふうなことです。

その集約された斗賀野地区の 90 ヘクタールの内容なんですが、主にですね人工林であるとか、団地性があるとか、林齢であるとか、そういうことがわかっていればですね、重立った内容だけで結構ですので、教えていただきたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えします。すみません、今ですね、その情報を手元に持っていないので、また後ほど回答させていただきます。

1 番（下川芳樹君）

平成 29 年度は、加茂地区で林地集約作業が展開される計画となっております。具体的な推進体制、集約予定地の山林、その内容等をですね、来年度の事業計画でございますので、十分煮詰まってない部分もあろうかと思いますが、わかる範囲でですね、お答えをいただきたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。来年度、加茂地区を含めてですね、その集約の範囲を拡大していきたいと考えております。その具体に、加茂地区だけになるのかどうなのかはまだこれから、その実際、集約を進めていくなかで決まっていくのかなあというところではございます。

山林集約化支援員という人を新たに開所する集落活動センターの運営団体と相談しながら各地区に広げていって、地域と一緒にな

って検討をしてきたいと思います。集約を進める場所につきましては、山林所有者の調査が必要となりますことから、基本的には国土調査の完了から間もないところ、そちらのほうを優先に取り組んでいきたいとは考えております。

ただ自伐型林業、これを進めていく上では、地域の山を地域の人が管理をして、それを仕事にできる。そのことで地域の担い手につながっていくということが理想でありますので、林業の担い手が地域にできた場合には、その地域の集約を優先度を上げて実施する場合もあると考えておりますし、また地域の積極的な協力がいただける場合についても同様に優先的に考えていきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

集約の方法、計画については理解ができました。あとですね、その集約をしていく対象の山林、例えば人工林であったりとか、人工林の中でも林齢が 30 年、40 年とか、そういう基準というものは設けているのかどうなのか、教えていただきたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。その集約を進めていく、その順序といいますか、拡大していく広げていくエリアにつきましては、先ほども述べましたように、実際、集約のできやすいところ、それから地域の熱意のあるところ、というところを優先的には考えていきたいと思います。

その上で、その人工林でありますとか、そのあたりについては、それに合わせてですね、一緒に検討していくというところではございます。以上です。

1 番（下川芳樹君）

人工林の集約が中心になろうかということによろしいですかね。

以前も、質問の中で申し上げました林地の集約、これは地権者の理解と協力が必要です。林地の持つ多面的な機能をより多くの住民の皆さんに周知することで、林地所有者だけでなく林地に隣接している集落の安全や保全に生かされる取り組みがあることをもっと前面に出して、地域全体の協力体制を構築していくようお願いしたいと思いますが、ただいま回答の中でお聞きしました集約支援員、集落活動センターを活用した集約であったり、住民に対する多面的機能の喚起、発起であったり、そのような内容をもっと前面に打ち

出すことでもっと集約が進んでいく、可能になっていくのではない
かというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。集約支援員の方におかれましては、その山を
町のほうに管理を任してもいいよという方について、その後の管理
の進め方とかそういうところを具体的に、詳細に説明をしていただく
ようなことになると思います。

議員おっしゃられますように、その中で、その山林を整備するこ
とのその重要性、それに伴ういろんな、その言われますような保全
であるとか多面的な機能が保持される、整備されるというところの
重要性も、もちろん伝えていくことによりまして、住民の方の理解
も得られていくのではないかと考えます。以上です。

町長（堀見和道君）

私のほうから補足の説明をさせていただきます。先ほど、下川議
員からは集落支援員と。

（「集約支援員です」の声あり）

山林集約化推進委員ですので、県の補助事業にもなってきます。
山林の集約を積極的に自治体でも進めてほしいということで、来年
度からは山林集約推進委員を採用して山林の集約を進めていくと
いうことになります。

集落支援員につきましては、それぞれの集落活動センターにおき
まして、集落支援員を募集をさせていただいておりますが、間もな
く決定をするという運びになっておりますが、やはり地域全体のつ
ながり、連携、取り組みが必要だというふうに思っております。集
落活動センターでの取り組みの中でも、山に関心を持っていただい
て、山から出た木を活用してですね、何かものづくりにつなげてい
くとか、そういう意味で集落支援員と山林の集約推進員の連携も必
要になってくるかというふうに思っておりますので、ぜひ、加茂地
区におきまして積極的に取り組みを進めていただければと、その
ように考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

山林集約推進支援員、山林集約化推進委員、はい、わかりました。
ぜひですね、地域とそういう制度を活用した推進委員の皆さんで地
域の山林を守っていただき、また産業としてつなげていただき、地
域の中でもその木を使った学びが生まれてくるような取り組みに

進めていただきますよう、お願いをいたします。

次に、3番目の質問です。

総合計画にある子育て支援に関する取り組みの中で、あったかふれあいセンターの名前がよく出てまいります。

平成30年度より、あったかふれあいセンターの実施を検討している黒岩、加茂地区においては、センター開所までの準備段階で、町が総合計画の中で考えている各地域でのあったかふれあいセンターの果たすべき役割について知っておく必要があります。

そこで、その果たすべき役割について、質問をしたいと思います。

定例会の質問の中で、前回の定例会の質問の中で、地域福祉の拠点であるあったかふれあいセンターや地域の集落活動センターを活用して地域住民とともに進める介護保険事業も含めた健康福祉行政の仕組みづくりを考えていくべきだというふうに御提案をさせていただきました。

障害者の皆さんや地域の子供たちも含めた前向きな取り組みを行う必要があります。ぜひ、一步踏み出した町の考え方を、具体的に教えていただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

下川議員の御質問にお答えいたします。この佐川町総合計画の中での子育て支援策の具体的な実施スケジュールの中で、10年スケジュールの中で、あったかふれあいセンターについても記載をさせていただいております。

まず、あったかふれあいセンターにつきましては、御承知のとおり、社会保障制度、例えば介護保険であるとか、障害福祉であるとか、あるいは子育て支援、こういった公的な制度へのつなぎであるとか、そういった狭間にある方の支援ということで、その受け皿ということで高知県自体が進めているものということです。

その役割、果たすべき役割ということでございますけれども、もちろん今実施している、尾川と斗賀野で実施しているあったかふれあいセンター、これについては、利用者の大半がお年寄りの、いわゆる集いであったり、訪問であったりということで実施をしております。

基本的な、大きな、大きなといいますか、大部分の取り組みとしてはですね、そういった介護予防であるとか健康づくり、介護予防の取り組みが、今、先行はしておりますけれども、先ほど申しまし

た制度の狭間の部分で行きますと、例えば子育て支援、それから障害福祉の部分もございます。

位置づけといたしましては、このあったかふれあいセンター、例えば子育て支援でいけば、この公的な制度でいえばですね、町でいえば健康福祉課でやっているさまざまな制度、平成 30 年度からは子育て世代包括支援センターも立ち上げを目指すということにしておりますし、あるいは保育所、それから今やっている子育て支援センター、あるいはファミリーサポートセンター、そういったさまざま、町内で行政も含めて、主要な機関、あるいは組織、そういったものを補完をする地域住民の子育て支援の拠点ということでの位置づけということにしております。

大きな役割としては、そういう役割を担っていただきたいと、いうふうに考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

事業の趣旨からすれば、お年寄りから子供まで、その施策の狭間にある、そういう状況にある人たちに、地域の力で手を差し伸べていく、そういう流れだと思います。

特にですね、10 年間の総合計画の中で、あったかふれあいセンターが我が町にとって、子育ての面において、これだけは担ってほしいというふうなものがあるのか、それとも、地域の独自性であったり地域性であって、そういうメニューの中で実際にあったかふれあいセンターのその運営についてはですね、子育てがある程度軽くって、介護のほうとか、高齢者のほうにウエートが入ったり、逆に、障害者は含むけど子供はちょっと外れるなあっていうふうなエリアがあってもいいというふうなことなのか、町として、この部分については今後、やはりその機能としてしっかり持ってもらいたいというふうに考えるのか、そのあたりちょっと明確にお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。これから立ち上がる予定の黒岩、加茂も含めてこのあったかふれあいセンターにつきましては、さまざま地域の特色、それからコーディネーターとかスタッフをやっているだけの人材、違うと思います。現時点でも違うと思いますが。

そういったところで具体的に、例えばあったかふれあいセンターで担っていただける業務というものについては、それぞれ地域で

すね、考えていただきながら、もちろん、例えば子供さんの一時預かりであったりとか、あったかふれあいセンターのメニューとして位置づけられているものもありますけれども、そういうことも含めて、地域の実情においてもやっていただくということが具体的な業務としてはありますけれども、町としては、やはりお年寄りそれから障害がある方、子供さんも含めてみんなが集える地域の拠点、地域福祉の拠点、それを目指して、やはり子供さんも受け入れていただきたいし、子供さんとお年寄り、例えばお年寄りがそこに集って話をして交流することによって、子供さんも元気になりお年寄りの方も元気をもらい、障害がある方もそうだと思います。

そういうところの、集う、皆さんが集う拠点というものについて、やはり町としてはやっていただきたいという思いがございます。

1 番（下川芳樹君）

全ての部分、地域性があって、先ほど言われたコーディネーターであったり、スタッフの人材、考え方であったりっていうことで強弱はあっても、3つの部門が集えるような、そういう形のあったかふれあいセンターにというふうなお考えでよろしいですかね。

先の定例会でも申し上げましたとおり、平成29年度、平成30年度から始まる介護保険事業計画、高齢者福祉計画の見直しの年でもあります。また、総合計画の内容が同時に見直しをする地域福祉計画、地域福祉活動計画などとも上手に連動して、地域の拠点であるあったかふれあいセンター、個々の地域の人材とあわせて活用した佐川の福祉体制を地域とともに一緒に考えて進めていただきますようよろしくお願いをいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

それでは次に、総合計画にある地域担当職員制度について質問をさせていただきます。

昨年3月定例会で、新しい総合計画を住民との協働で実現するためには、地域の拠点である集落活動センターとの連携が不可欠である、行政との連携には地域担当職員制度による支援が必要であるとの趣旨で質問をさせていただきました。町長からは、1年かけて庁議の中で議論して決めたいというふうなお答えをいただきました。

今回、総合計画の事業実施10年スケジュールを拝見すると、平成28年度から30年度までの3年間で内容の検討がされることとなっ

ております。具体的な取り組み内容があるならば、本年度における検討内容、これとあわせて次年度以降の計画が決まった経緯について説明をいただきたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。地域担当職員制度につきましては、昨年の拡大庁議におきまして、役場職員の中から出てきた意見でございます。地域主権が進展していく中、地域課題の解決に取り組み、町民とともに考え解決をしていくまちづくりが必要とされておりますことから、総合計画の行政職員の能力強化の施策に位置づけられまして、今年度より庁議において検討を実施をしております。

議員もおっしゃられましたとおり、昨年３月のですね議会におきまして、町長のほうからも１年間しっかり庁議で協議をしていくという答弁と同時にですね、どのような地域担当制をしくのがいいのかということを慎重に進めていきたい、との答弁もいただいております。検討機関につきましては、現在のところ３年をかけまして、しっかりと中身の内容を検討していきたいというふうに考えております。

初年度の本年度におきましては、地域担当職員制度を導入しております自治体の事例から、地域担当職員制度の基礎的な知識、これを得ることから入りまして、地域担当職員制度を導入についての目的、またねらいについて庁議で検討を行っております。

昨年１０月には、実際に地域担当職員制度を導入しております愛知県の長久手市と高浜市、ここに職員４名が視察研修にまいりまして、地域担当職員制度を導入し市民主体のまちづくりに向けて取り組んでいる状況、また地域担当職員制度導入の効果や課題など、これから本町で検討を行うに当たり協議をしていくこととなる内容について、それぞれの自治体で学んできております。

また、今回の研修につきましては、昨年の１２月、庁議の場で報告会を開催をいたしまして、地域担当職員制度が地域住民との連携また信頼関係づくりの役割を果たしていること、また仕事がスムーズに行える人脈形成の拡大に効果があること、また職員の人材育成につながっていることなどが報告をされております。

来年度以降につきましては、初年度の内容をさらに踏み込みまして、本町における制度導入の目的、ねらい、また課題について検討を続けてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

1 番（下川芳樹君）

28 年度については、具体的に庁議の中で話をし、また先進地の事例に学び、その報告もされていると。まだ十分な話し合いを要するところもあって、計画の中では 30 年度まで十分に検討したいというふうな流れになってますが、この 30 年ていうのは、29 年で終わるかもしれないしというふうな含みもある 30 年だと思います。

質問の前に、私見で述べさせていただきましたが、加茂地区のワークショップの事例のように、制度を実施することのメリットは、はかり知れないものがあります。しかし、職員の皆さんの意にそぐわない制度をスタートしても、決して、行政のためにも地域のためにもよい結果は生まれません。十分な検討がされ、職員の皆さんの負担ではなく喜びにつながる形で制度がスタートされますよう、大いに期待をいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

それでは最後の質問に移ります。

これまで何度か質問をさせていただいた町民プールを活用した健康づくりについて、お伺いをいたします。

既存の施設である町民プールを活用して、右肩上がりに拡大する介護保険料や国民健康保険料を抑制する健康づくりの取り組みについては、町執行部の御理解や御尽力により、施設の改修や安全対策が進みつつあります。

しかし、利用者の中で大きなウエートを占める女性客への対応や高齢者、障害者への安全対策など、まだ十分な施設になっているとは言えません。以前に提案させていただいたファイティングドッグスにも活用してもらえそうなスポーツジムの運動器具の整備や、町から提案のあったインストラクターの配置など、まだまだ検討していかなければならない内容が残されております。

今回の質問は、総合計画にある町民プールを核とした施設の充実の事業内容について、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いをします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。町民プールでは、本年度から健康福祉課が行います一般介護予防事業により、水中ウォークを中心とした膝などに負担のかからないトレーニングを実施いたしました。今後とも、健康づくりの観点から、プールの活用につきましては、健康福祉課やプールの指定管理者と協議を進めてまいります。

また今度、ハード面でございます。かなり老朽化も進んでおるといことで、本年度、天井改修であったり、空調施設の整備を行いました。今後さらに更衣室の改修やバリアフリー化などの施設整備も進め、子供から高齢者まで幅広い町民が利用できる環境を整えていきたいと考えております。

また、総合計画の 10 年間にわたる事業実施スケジュールの中にもですね、今後、健康増進機能の整備等そういったものの位置づけを行い、取り組みを進めていきたいというふうにも考えております。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。前向きな御答弁をいただきました。まだまだ課題もあろうかと思いますが、本当に、国の財政を、また県、それから各自治体の財政を圧迫するような勢いで、介護保険料についても国民健康保険料についても拡大を続けております。何とか自分たちの力で健康を維持していく、自分たちの力で自分たちの保険を守っていくというふうな考え方を根づかせていくためにも、行政のほう、特に健康増進のための施設については、十分なお考えを持たれて推進していただきますようお願いを申し上げまして、私からの全ての質問を終わりたいと思います。誠意ある回答をありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、1 番、下川芳樹君の一般質問を終わります。
ここで 45 分まで休憩します。

休憩 午後 2 時 30 分
再開 午後 2 時 45 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。
引き続き一般質問を行います。
12 番、今橋寿子君の発言を許します。

12 番（今橋寿子君）

12 番、今橋でございます。通告に基づきまして 4 点ほど質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。質問の前に所見を一言述べさせていただきます。

今まさにグローバル社会の中、価値観の多様化をしています、その中で、世界に大影響を及ぼす大国アメリカの政権はトランプ氏に交代されました。トランプ氏の主張にも一理はありますが、自国を守るために軍事費を増大、予算をつけるというような政策には私たちは理解ができかねます。

しかし、日本でも他人事として見逃すことのできない権力者もいます。このたびの問題化されている文部科学省での天下りの人事においても、教育者としてしてはならないことを平然とされております。それにかかわった方々は、次の世代を担う子供たちに何を学ばせていくおつもりなのでしょうか。せめて佐川町では、先人たちが、世のため人のために貢献された方々のおかげで文教のまち佐川としての誇りがありますので、ここで改めて人材の育成と活用を検証していくことを目的とした質問となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。まず1問目、人材育成について質問をさせていただきます。

町長が就任されて、早いもので約3年半になろうとしております。この間、町長はさまざまなアイデアや企画を打ち出され、佐川町も目に見えていろんな分野でまちづくりが進んできたんだと感じております。最近、町外の方からも、佐川町は動き出したねと言われていることもあり、私も一町民として非常にうれしく思っております。

まちづくりという言葉には、道路や建物、公園などといった施設を建設し、機能的な町並みをつくるという意味もありますが、人と人とのつながりを大切にして、その町の歴史、環境、福祉などを、さまざまな角度からその町で生活のそのものを見直し、改善してよいところを残していったりしながら、そこで暮らしをつくっていくという意味もあるのではないかと考えております。

そしてそのまちづくりの原動力となるのは、やはり人であると思います。町の主役である町民の方々を初めとして、さまざまな知恵と知識を提供してくれる佐川町を応援してくれる方や、ボランティアの方や専門家の方々など、いろんな立場の人々が協力し合うことが、まちづくりには重要になってまいります。そしてその中で、町役場の職員の方々の役割は大変大きなものであります。そしてその役割を十分に果たしていただくためにも、職員の皆さん一人一人の

能力を高め、資質を上げていくことが必要です。

町職員という人材の育成がまちづくりを着実に進めていくためには大変重要になってくると思っています。佐川町の町民が幸せになり、きらきらと輝くことができるはず、できるすばらしいまちづくりを進めるための町の職員の育成と適材適所の配置について、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。本町では、職員一人一人が持てる能力を最大限に発揮し、効率的な行政運営を行うとともに、地域の特徴を生かしたまちづくりを進めるため、一昨年に佐川町人材育成基本方針を策定しております。

人材育成につきましては、職員一人一人の能力、個性を生かしながら、組織の目標と個人の目標の目指すべき方向を同じにして、町全体で取り組む必要があります。また、職員の可能性と能力を最大限に引き出すためには、職員研修の充実だけでなく、仕事の意欲を高める人事管理や、生き生きと仕事に取り組める職場環境も重要となってまいります。町では、効果的な人材育成を行うにあたり、これらについての総合的な取り組みを行うこととしております。

また、人員配置につきましては、採用後 10 年に満たない職員は、さまざまな職種を経験することで視野が広がるため、この時期を能力育成期間として人材育成に主眼を置いた人事異動を行うことや、全職員に対する移動希望調書制度の導入、人事評価により把握した適正に基づく適材適所の人員配置など、適切で効果的な人員配置の実施に努めていきたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いします。

12 番（今橋寿子君）

ありがとうございました。町の方も職員の人材育成には、いろいろな取り組みをされているようですが、なお、研究、検討を重ねていただき効果のあるものにしていただきたいと思います。また、育てられた人材が、その能力を十分に発揮できる適材適所への配置についても熟慮いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以前、視察にお伺いいたしました長野県の小布施町のまちづくりのことにつきましては、先の議会でも触れさせていただきましたが、すばらしいまちづくりの取り組みには感動すら覚えたところです。小布施町のまちづくりに追いつけ追い越せではありませんが、佐川

町のまちづくりに大いに参考になることがありました。長い年月をかけた取り組みが今の小布施町をつくり上げたというのですが、いい取り組みは積極的に見習い、取り入れ、佐川町のまちづくりに生かしていきたいと感じたところでございます。

佐川町のまちづくりを見ますと、以前と大きく違っていると思うことがあります。それは、外からの人材を活用するということです。地域おこし協力隊の採用、住民促進の取り組みは、今までにない発想や視点からのまちづくりの可能となりますし、加えて、外へ向かって佐川町をアピールするなどの外への仕掛けも行われており、このことは外からの注目を集めますし、まちづくりに有用な新しい情報も入ってくるようになります。このような外から刺激を力に変えていること、外へ向かっての発信などの取り組みは、町長のまちづくりの大きな柱になってきたように思います。

しかし一方では、地元の人材が行っている地道なまちづくりにも大きな期待を寄せるとともに力を注ぐ必要もありますし、外からの人にかける思いに、まして地元の人々のかかわりを深めていく必要があります。

最近、町民の方から「町長は外へ向けて、内側を見ていないのではないか」「いや、もっと地元の住民と向き合ってほしい」などの声が聞こえてきました。私は、地元で地に足のついた活動をしている者にもっと目を向けてほしいと、もっと触れ合ってほしいと、いう、訴えられているように感じられました。

外からのまちづくりと内からのまちづくりを、どのように絡め合わせていくかのバランスをとっていくのか、これからのまちづくりに対する町長の姿勢をお聞かせください。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。住民の方々から、町長は外ばかり向いていると、地元のことを見てくれてないではないかというお話があるという言葉をお伺いしました。大変反省するべきところだというふうに思っております。

私自身の中では、佐川の地元8割、外から来た人2割、そのようなウエートで実際には取り組んでいます。しかし、そういうふうにつらないうことがあるとすれば、それは私の至らぬところだというふうに思っておりますので、反省をして、もっとより深く住民の皆様とお話をできる、お話を聞ける、そういう関係をつくって

いきたいというふうに考えております。

一番大切なのは、長く長く、ずっと佐川町に住み続けている方、佐川町にしっかりと根を張っておられる方が、主体的に幸せなまちづくりにどうかかわっていただくか、これが一番大切だと思っております。これは、ずっと変わらぬ私の姿勢であります。

ただ、外の力も少しは借りるということが大切になります。特に、自伐型林業を進める上では、なかなか町内で若い方に声をかけて林業をやりたいと言ってもですね、なかなか人が集まりません。そういう部分では、外の力を借りて少し歯車を回しながら、地元の皆さんも巻き込みながら、大きな流れをつくっていくということが大切だと思っております。

農業におきましても、地元の子供たちが佐川町に残って、農業をなりわいとして佐川町に住み、働き続けられるということを大切に思っておりますので、その地元の人たちがいかに根を張っていただけるかということをしっかりと今後も考えていきたいと、そのように思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと。そのように周りの皆様にも今橋議員からお伝えいただければというふうに思います。頑張ります。以上です。

12 番（今橋寿子君）

町長の思いは私も十分わかっているつもりでございますが、まだまだ住民との距離感があるので、私をパイプにして、もう一度確認をしてほしいということでございましたので、この場で質問をさせていただきましたので、またその気持ちを十分に自分の中でも成就して町民に伝えさせていただきます。

特に、これからのまちづくりは、住民と行政とが協働ということは、ともに働くということですので、やっぱり立場の違った者同士が知恵と力を出していく方向性をつなぐパイプ役をするのが私の仕事とも思っておりますので、必ずお伝えさせていただきます。

町長のいつもの所信表明でも、私自身が感じております、所信表明といいますか行政報告ね、あのことを聞きましても、すごく、私自身が勉強ができてないことに対しても、町長はそれぞれのポジションの役割を熟知しているんだなあと思っておりますので、またそういう意味でもっともっと職員との心の交流が高まっていけば、また住民もその職員の姿を見て、また理解していただけることと思いますので、町長もみずからこれを糧に、また大きく羽ばたいていた

だきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、観光協会について伺いいたします。

急行がとまる佐川町で歩いて6～7分のところに浜口邸という由緒ある立派な建物の中での観光協会としての業務は十分なのでしょうか。その器と由緒あるその浜口邸の中で働いてくださっている人材が十分に生かされているのでしょうか。新体制になったの総括をお伺いいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

今橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。観光協会のことでよろしいということでございますか。

観光協会におきましては、新体制になりまして、町としましても補助金等でですね財政的な支援をしております。そのため、観光協会と密に連絡をしながらですね、町全体の振興を図っておりますので、さかわ観光協会について評価をさせていただきますと、平成25年以来、発足して以来ですね、町の観光の課題と言われておりましたお土産物の開発、また休憩所・案内所機能の設置、観光客用駐車場の整備など課題解決に取り組んでおりまして、来訪者も年々着実に伸びております。

もちろんボランティアガイドの力も大変大きい理由の1つではありますが、もともと観光地としてですね認識が薄かった上町地区、浜口邸の周辺です、上町地区の知名度も上がり、多くのお客様に来ていただいているということは、町としましても大いに評価できるのではないかと考えております。

また、平成27年度、28年度の2年間におきましても、先ほども申しましたが来訪者は年々伸びておりますし、観光イベントの実施とかですね、観光案内といった従来の観光業務に加えまして、おもてなし機能を持った観光協会としての強みを発揮できているものだと考えております。

来年についても、同じ事務局長以下ですね、現在の体制で佐川町の観光協会は運営されていくこととなります。おもてなしの機能のですね、さらなる強化に期待をしておりますし、町としても今後さらなる支援、協力をしていきたいと考えております。以上です。

12番（今橋寿子君）

確かに、今、上町地区を中心に日増しに観光客は増えています。また、イベントのときは、住民の親子連れの方々も多く参加されて

います。そして観光協会のスタッフの方々のお力もありますが、まず、これは地道に動いてくださっているボランティアの方々の力が大きく、かかわってくださっている方のくろがねの会や、町として当然、牧野公園に対してリニューアル事業にして整備をしてくださっている中で、はなもりC—L O V Eの方々の笑顔で取り組んでいるおもてなしの心の交流だとも考えておりますが、まだまだ観光協会に対しては、費用対効果を望むわけではございませんが、やはり浜口邸の由緒あるその建物そのものの雰囲気、またそこで働いている人の心の動きが、いろんな形で良くも悪くも聞こえてまいります。

それで、それに対してやはり、今、課長が答弁してくださっている言葉の中には、善処しているということがありますが、まだまだそれが、住民も、それから外の方々がリベートとして浜口邸を評価してくれているかということには疑問があります。

先だっておひな様のイベントもありました。維新博のスタートもありました。そのときに町に私自身も出て行って、いろんな町の人声も聞かさせていただいたのですが、やはりリピートとしてつながっていける方がどれくらい満足してくれてるのかなと思うときに、やはり、建物自身も生かされていないような気もしました。

それは、その建物に対する思いを持って観光協会を応援しようというスタッフの外からの皆さんの声の中に大きく「もったいないね、あのまんまでいったらもったいないねー」っていうことが聞かされておりますので、そのことに対して、町長みずからは、そういうお声はお聞きしてないでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。浜口邸の建物の使い方がもったいないというような話は、私の耳には入ってきておりません。以上です。

12 番（今橋寿子君）

そしたら、あそこにいらっしゃる人材が皆さん生かされていると思いますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。観光協会の職員についての御質問だと思います。事務局長の谷口さんは公募をして選考して間もなく2年になります。一生懸命やってる部分は大変評価をしております。ただ、周りの皆さんから、時々、こういうところをもう少し改善をしたらいいよねっていう話も聞こえてきます。また、2年ほど前か

らも声あがっておりましたが、もう少し接客の方法も考えたらいいいんではないかという声もありましたが、ここ、ここ近年ですね、最近に関しては、かなり改善もされてきてるんじゃないかなあというふうに私は思ってます。

まだ、まだまだ 100 点満点ではありません。やはり、物足りないねという言葉もあります。チームワークよく観光協会の職員がですね、観光協会の役員の皆様、理事の皆様の言葉に、しっかりと耳を傾けて、改善するところを改善して、今後もお客様のために一生懸命取り組んでいただければというふうに考えております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

私自身も、全国公募の中で選ばれた方ですので、すごく大きな期待とともに、女性が子供さんを連れて頑張ってくださいということで、私のできる限りというか私の周りの方々にも応援してあげてねという声をかけながら、応援の形はとってきたつもりですが、実際に、そういう気持ちで携わってきた方々から、もう一つ足りないものがあるので、このままでいってしまったら、次の観光協会として役割ができるかなというような声がいっぱい聞こえてくるようになってます。

それで、その中で、どういう方法が一番いいのかなと思えて、やはりこれは、観光協会は、やはり地域の商店街の人も潤っていけるような状況に、経済効果へも結びつけていくような仕掛けをしていく役割もあるんじゃないかなという中で、まず、佐川へ来ても、食堂、食べる場所がない。そして駐車場も近くにない。そういうようなハード的な気持ちもいっぱいいただいております。

そして、その、何で、私自身は、商工会の方とも連絡を密にっていていってるのかなということで観光協会の理事の方とかにもちょっとお伺いしましたが、なかなかその意思疎通がなかなかできにくいというようなお声も聞いておりますが、もっと町と観光協会、くろがね会、そしてボランティアの方々の人ともっといろんな知恵を出し合わなければ、今の状態では行き詰まっていくんじゃないかと思いますが、まず、食べる場所のない、先だって、ある観光客の方は佐川町へ急行に乗ってきて、「いやー、すばらしい町並みだった。特に牧野公園はすごくよかって、やっぱり高知の植物園とは違って手づくりのこの空間はすごいですね。急行に乗って来てよかった」という高松の人の声。

その中で、まだ、まだほかの方たちの声を聞いた。佐川町は食べる場所がないと。ゆっくりしたいけれど、大正軒だけじゃけ、大正軒は前も来たこともあるけれど、大正軒だけじゃけ、ほかは食べる場所がないってことはもう常時言われている言葉です。

それに対して観光協会が、もっと商店街の人とか、そういう人ともっと、行政はもとより、もっと知恵を出し合わなければならないんじゃないかと思います。そのリーダーシップをとっていくのが町の行政の役割ではないかと思いますが、その過程の中で、町長はどんなにお考えを持っていられっしゃいますでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。さかわ観光協会として、独立した組織として主体的に取り組んでいただいております。ただ町からも補助金が出てる関係上、時々アドバイスは、町の気づいたことはさせていただくようにしております。チーム佐川推進課の課長がさかわ観光協会の理事としても入っております。

ただ、行政がリーダーシップをとるっていう視点もあるかとは思いますが、それをやり過ぎますと、さかわ観光協会としての主体性が生きてこなくなりますので、そこは出過ぎないように、ただ、住民の皆さんからこういう声がありますよ、観光客からこういう声がありますよということで、アドバイスはさせていただくと。そういうスタンスで今、連携を持ってやっております。

食事に関しては、特に土日、商工会の関係者の皆さん、店お休みのところもありますので、土日、観光客が見えられたときに、なかなか食べる場所がないという話も聞いております。観光協会のほうで、浜口邸で、軽食であれば飲食も提供できるよねということは、もうここ2年近くにわたって話をしておりますので、できない理由を述べるのではなくて、どうしたらできるのか、自分たちだけでできないのであれば商工会の皆さんの力もお借りして、どうすれば飲食を提供することができるようになるのか考えなさい、そういうアドバイスはさせていただいております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

わかりました。独立はしておりますけれど、やはり補助金を出している以上、今言ったようにアドバイスをし、もっといい方向へいくように、町長はいろんな面でまちづくりの勉強はされておりますので、せっかく全国公募でいらした、また女性の方が子供さん連れ

て頑張ろうとしている姿ですので、多岐にわたって、人材を生かし切る、谷口さん自身が大きく変われば、職員の皆さんもすごくまた笑顔で、おもてなしの余裕の心で接客もできていくと思いますので、そういう意味で、ぜひ底力となって応援してあげてください。以上です。

次に、広報の刷新についてでございます。

広報は、先だって議会でも一応広報の担当の方についてお褒めをさせていただいた時期がありました。と申しますのは、よその、他の市町村の方の議員の友だちが「佐川の広報は見やすいね。読みやすいね。すごく、こんな広報やったら私たちの町の広報もいいんだけどね」っていうようなお声をいただいておりますので、やはり、それぞれの見方はあるんでしょうけれど、その方は評価してくださっております。

しかし、今、町民の方からの声を聞きますと、やはり今、広報の中の記事そのものはほとんど外からの方に対してのいろんな感想とか、いろんな思いとかいうページなども多いですが、今地道にやっている、佐川町の中で地道にやっている人にスポットが当たっていないということではもったいないんじゃないでしょうかという声も聞く中で、そして先だって、あれは8月だったのかな、その移動人口が間違っていたこともありまして。大きな数字でしたので町民がびっくりしまして、一応訂正をしたかねって言うたけれど、訂正の言葉がなかったので、広報にそれもなかったし、何かその広報がマンネリ化している傾向ではないかと住民は捉えておりますので、それに対して、町広報に対してのお考えは特に今、いい案がございましたらまた、今、お答えください。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

今橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。町広報、この前の人口がちょっと間違っていたことにつきましては、本当に申しわけなく思っております。また、広報に訂正の文を載せていなかったことにつきましても、また心よりおわびを申し上げたいと思います。

まずですね、町の広報につきましては、町の皆さんにですね、町政への関心を持っていただき、町政に対しまして理解を深めていただけるよう、住民と行政とが情報を共有できる効果的な手段だと思っております。行政の情報や町、地域の出来事、また生活情報など

をお知らせするメディアであると認識をしております。

そういった意味でですね、町が推進している事業の紹介も兼ねまして、外からの方々、地域おこし協力隊とか集落支援員の活動のコーナーも設けているのが現状でございます。今橋議員のお尋ねの住民発信といいますか、もうちょっと住民の声をということに関しましては、以前にも何度かですね、検討に上がったこともあるようですが、住民発としてのですね、掲載の基準とか編集の基準を設けるのはなかなか現状では難しい、いろいろ載せれない記事もあると思いますので、それにつきましては一定のですね、公平性を保つことの必要がある町広報紙において発行する以上ですね、なかなか、その全ての住民の意見を載せていくというのは難しいんじゃないかと考えております。

また、広報の刷新ということにつきましては、年々伝えていく情報が増加をしております。その点からですね、伝える広報から伝わる広報へですね、それを目指して、読みやすさとかですね伝わりやすさにポイントを置きまして、デザインの工夫でありますとか、来年度より実施することを予定としております。

また広報以外にも、住民発信のフェイスブックとか写真を活用しましたSNSなどでも情報発信を考えていきたいとも思っております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

広報の役割は多岐的な役割があると思いますが、まずこれから先は、やはり立場の違った住民と行政との心の通うことが一番だと思いますので、ぜひ、そういう観点のもとにいい広報ができることを期待いたしまして、この質問も終わらせていただきます。

最後になりますが、まるごと植物園構想について、行政と住民とのかかわり方について、お伺いをいたします。

まるごと植物園の構想は、総合計画の10カ年の基幹項目の1つであります。今までは行政とボランティア等のかかわりが少しずつ共有できていますが、まだまだお互いの置かれた立場が違いますので、密に連携を取り確認し合う必要があります。私は、この取り組みは必ず後世の方に喜んでいただける事業だと確信をいたしておりますので、議会のたびに提案を兼ねた質問をさせていただいておりますが、あえて、まるごと植物園について、住民とのこれからのかかわり方をお示してください。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。まるごと植物園につきましては、現在、ブランディングの事業の一環としまして進め、どのように発信をしていくかということを検討しております。これまでに何度もですね、今橋議員にも御質問いただきお答えをさせていただいておりますが、まちまるごと植物園、これ総合計画の中の1つにあたりますが、植物をテーマにしましたまちづくり事業の1つでありまして、そこには当然、住民の方々のかかわりが必須であり、決して行政のみでは、なし得る事業ではないと思っております。地域の方々が楽しみながらですね、自然や植物とふれ合う行動を勧めるのとあわせまして、その行動を町内外の方々に発信していく事業ですので、今後も住民の方々と一緒に事業を進めてまいりたいと考えております。

今後の進め方につきましては、また前回にもお答えさせていただきましたが、まず、どんな植物が自生しているか、あるいは植栽をされているか、植物を大切に育てている人や団体があるのかを調査、把握が必要となりますので、ヒアリングを実施することとしております。また植物にも詳しく、地域の自然環境にも精通されている方々から多くの情報をいただき、町としてこれまで調査したものとあわせまして、大きな植生マップの作成にまず取り組んでいるところでございます。

その後、調査の結果をもとに、そっと大事にしていくものと見せられるものとのさび分けをしまして、保護するものはその方法を検討し、見てもらうものはどのような形で見せていくと楽しんでもらえるか、情報発信をどのようにしていくかなど、検討していくことになっております。

繰り返しになりますが、まちまるごとへの取り組みは町全体での取り組みが必要となりますので、地域や自治会、学校、集落活動センター等とも連携をしながら、進めていきたいと考えております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

牧野公園のほうは、やはり高知の植物園とは違った手法で進化しておりますので、高知の牧野植物園で満足できない人が佐川町へもいらして下さっておりますが、やはりそのお客さんをお迎えする気持ちも大切ですが、まずそれを喜びでかかわっていけるボラン

ティアの方、特に行政もそうですけれど、その方の思いが、やはり密にしていかなければ、ちょっと思いが、立場が違うだけに、方向が違ったときにはまずいものになります。

今のところ、そういう意味ではお互いが力を出し合っていますので、いい方向に行っておりますが、その結果が、いろんな、町民の方にも認知されながら、また先だって福祉大会で、尾川の活性化っていうかね、そのグループの方が、牧野公園より負けん公園にするというたその一言が、すごくいい住民の刺激剤になっているんじゃないかと思ひまして、先だって尾川のその取り組みをされている方に、どういうところが負けんと思うてますかってお聞きしたんですが、そしたら、牧野公園には川がないきねって。やっぱり川も公園のすばらしい役割をするき、あれを磨いて、今度、いう感じですごくこう、わくわくの気持ちで、今度大学生を巻き込んで、またやるがで一っていうような、向こうの取り組みそのものがこちらの刺激にもなるし、すごく共有できた喜びを感じました。

それは今、加茂ではバイカオウレンの見学会っていうかね、あれもやってますし、それから佐川町の中で、さくらの森学園があります。その裏に伊藤蘭林先生の生誕の場所がありますわね、そこも地域の方が、地域の方のボランティアの方々が整備をして、牧野博士のゆかりにある植物を大事にしながら、管理してくださっていることによって、そこへ学園の人たちが裏で遊ぶことによって、情緒がすごく安定してきて、いい子供たちが育ってますよっていうお話も聞きましたし、それからその向こうの和楽公園、そこも住民の人が夢を持ちながらこんな方法にしたいなあとかいうお話も聞かせていただいております。

あくまでもいろんな分野で、牧野公園のリニューアルがボランティアと行政とが一つになってかかわってやっていることが住民の大きな原動力になっていくんじゃないかという思いもありますので、もっともっと地域の方がまだこのことが、実際に自分のこととしてまだ捉えてない方々もいらっしやと思いますので、ぜひ、この働きかけというか、この動きをもっともっと行政のほうからも発信していただければ、やはり植物と清算して、田舎のよさ、都会の価値観でなくって田舎の生活の豊かさっていうものを感じ取って行って、いい子供たちの影響力があるんじゃないかと思ひますので、その件に対して、特に、町長はどのように思われておりますか。町長の御

意見もお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。このまちまるごと植物園の取り組み、また牧野公園のリニューアル事業のボランティアの取り組みが、広く広く広がっていけばいいなあというふうに思っております。これまでも、懇談会の場で、今、牧野公園ではこういう取り組みをしておりますので、ぜひ、お時間の許す方は一緒に活動していただけないかということもずっと投げかけをしてきております。

また今、広報でも、毎号毎号情報発信をして、住民の皆様にも広く伝えておりますので、引き続きこの活動をしっかりと続けていきたいと考えております。

今橋議員がおっしゃいますように、私も先週の土曜日に牧野公園にお伺いしたときに、公園に来られた方々に、何名かの方々に声をかけました。その中で、どちらからいらっしゃってますかという問いに対してですね、五台山から来ましたという女性の方が3名いらっしゃいました。五台山の牧野植物園よりも佐川町のこの牧野公園のほうがすばらしいねって、本当に心からおっしゃっていただきました。大変うれしく思いました。佐川町としてまちの誇りだと思いました。ぜひ、この活動を住民の皆様の方をお借りして行政と住民が一緒になって、ずっとずっと続けて行ける取り組みにしていきたいと考えておりますので、今後ともぜひお力添えをよろしくお願いいたします。以上です。

12 番（今橋寿子君）

最後に1つお伺いいたしますが、先だって議案説明会のときに、プロフェッショナル的な技術を持ってる方の採用につきまして、特別条例をしますという説明があったと思いますが、その給料体制といたしますかね、普通の臨時職じゃなくって、そういう処遇のある立場の方を検討してるということでございましたが、その件につきましてはどのように、具体的に教えてください。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。本定例会のですね議案説明会で申しましたように、任期付職員の件を条例として上げさせていただいております。給与につきましては、行政の一般職に当たりまして、ちょっとここで額のほうが資料ないんですけれども、初任給、高卒の資格があれば高卒のところの初任給、大卒であれば大卒のところの資格の初任

給に当たるようになっております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

と申しますのは、今、ずっと誰かめばしい方がいらっしゃるのかなと思ったんですけど、今、特に牧野公園でもすごく頑張ってくださいている職員の臨時さんも、特別臨時さんというかね、がいらっしゃいますが、その方のことも視野にあるわけですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今、チーム佐川推進課で嘱託職員としての植物の取り組みについて仕事をしてもらっている職員がいます。ただ、チーム佐川推進課のほうから、この牧野公園のリニューアル事業については 10 年間、期間を定めて取り組んでいる取り組みであるので、今の嘱託職員ではなくて、任期付の職員として採用をしたいという申し出がありました。そういう申し出に対しまして総務課としっかり協議をした上で条例を制定をさせていただいて、広く公募をして任期付の職員として採用をしようということを執行部のほうで話し合いをしました。

本定例会で、任期付職員の条例を承認いただきますと、この 3 月中には採用の試験を行いまして、植物の分野でしっかりと長きにわたって佐川町のために仕事をしていただける、そういう専門的な職員を採用したいと、そのように考えておりますので、ぜひまた条例の審議のほどをよろしくをお願いをしたいと、そのように思っております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

私も個人的な感情はございませんけれど、彼女の場合ですと、すごくその専門知識もありますし、また、私たちも一生懸命になればなるほど厳しいこともお伝えすることもあるけれど、もう泣きしっぽうをしながらでもやったださるその姿勢に対しては、何か、普通の形ではなくて評価をしてあげたらいいなという思いもありましたので、ぜひまた、それぞれの、職員にはそれぞれの能力はあると思いますが、そういう人材を大切に、よその地域に引き抜かれないようにしていただきたいと思いますので、今後そのことも含めてよろしく願いして、最後の質問にさせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、12 番、今橋寿子君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

本日の会議は、これをもちまして終わります。

次の開会を、10日の午前9時とします。

本日は、これをもって散会します。

散会 午後3時35分

